

兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画

(ひょうごパークマネジメントプラン)

「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える「公園づくり」

(案)



平成28年6月

兵 庫 県

はじめに

兵庫県立の都市公園(以下、「県立都市公園」という。)は、明治 33 年の舞子公園の開設に始まり、現在までに 15 公園 1,130ha を開設し、年間 1,100 万人を超える人々に利用されています。

県立都市公園は、昭和 47 年の「緑の回廊計画」、昭和 60 年の「全県全土公園化構想」、平成 3 年の「緑の総量確保推進計画」を経て、平成 8 年 3 月に阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ「兵庫県グリーンフェニックス計画〔兵庫県広域緑地計画〕」(平成 8 年 3 月)を策定し、災害時の都市の復旧・復興の活動拠点となる防災拠点としての公園の役割を明確に示すとともに、公園面積や緑の量的拡大などを掲げ整備を推進してきました。

一方、地球環境問題、少子高齢化社会の到来など社会状況が大きく変化する中で、県立都市公園の整備のみならず、管理運営における重要性も高まっています。このため、平成 17 年 2 月に「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針検討委員会」を設置し、「『つくる』から『つかう』へ」を基本テーマに「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」(平成 18 年 3 月)を策定しました。

県立都市公園では、これまでの 10 年の間に、この基本方針のもとで時代に則した整備、管理運営に取組んできました。しかし、厳しい財政状況を踏まえた行財政構造改革の推進、高度成長期に整備した公園施設の老朽化対策など新たな課題への対応が求められています。

また、東日本大震災や局地的豪雨による大水害の発生、生物多様性の保全や地球温暖化対策などの環境への意識の高まりなど社会状況が大きく変化するなかで、地域創生、高齢化社会、子育て支援、インバウンドへの対応など、県立都市公園が担うべき役割はますます多様化するとともに、その重要性が増しています。

この時代の変化に対応するため、本県の花と緑の総合計画である「ひょうご花緑創造プラン」(平成 19 年 7 月改訂)の取組の一翼を担うとともに、「兵庫県グリーンフェニックス計画」と「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」を一元化し、その成果と課題を踏まえ、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画(ひょうごパークマネジメントプラン)」を策定し、地域で求められる様々なニーズに対応し、地域創生に資する公園づくりを進めていくこととします。

また、本計画が県民に県立都市公園における取組などを知ってもらうきっかけとなり、参画と協働による公園づくりの拡大とともに、県立都市公園における先導的な取組などが県内の市町立都市公園の公園づくりに寄与することも期待するものです。

【表紙写真】

三木総合防災公園 屋内テニス場	有馬富士公園 遊びの王国	舞子公園	播磨中央公園
淡路佐野運動公園		尼崎の森中央緑地 スポーツの森	
淡路島公園	灘山緑地	明石公園	尼崎の森中央緑地
一庫公園		明石公園(明石城)	

目 次

第1章 目的と背景

1－1 計画の目的	1
1－2 計画策定の背景	1

第2章 現状と課題

2－1 現状	3
2－2 既存計画・方針の目標などに対する取組状況および評価	7
2－3 課題	10

第3章 基本方針

3－1 計画期間	11
3－2 基本的な取組姿勢	11
3－3 取組における留意点	12
3－4 テーマと施策方針	12
3－5 目標値	13

第4章 推進施策

テーマI 活力あふれる地域づくりに資する公園	14
テーマII 子育てに資する公園	19
テーマIII 環境との共生に資する公園	22
テーマIV 安全安心な地域づくりに資する公園	25
テーマV 持続可能なパークマネジメントの推進	28

資料編

資－1 県立都市公園におけるこれまでの取組	36
資－2 県立都市公園の概要	39
資－3 用語の解説	55

第1章 目的と背景

1－1 計画の目的

本計画は、兵庫の目指すべき方向性を定めた「21世紀兵庫長期ビジョン」（平成23年12月改訂）や「兵庫県地域創生戦略」（平成27年10月策定）を上位計画とし、本県の財政状況や県立都市公園における取組の成果・課題を踏まえ、中長期的な視野にたち、今後10年間にわたり県立都市公園が担うべき役割と方向性を明らかにし、整備・管理運営を進めていくまでの基本方針、推進施策を定める計画とする。

1－2 計画策定の背景

都市公園は、その存在により、都市環境の改善、自然環境の保全、良好な景観形成、都市防災など都市環境の向上に寄与する存在効果と、その利用により、様々なレクリエーション、文化活動、地域活動、子育てや健康づくりの場となる利用効果を発現することにより、豊かな生活を実現するうえで、必要不可欠な社会資本である。

都市公園の整備において、市町は、住宅街の街区公園などの住区基幹公園、市町全域を対象とする運動公園や総合公園といった都市基幹公園など、もっぱら一つの市町域の住民を対象とする公園の整備を担っている。一方、県は、市町域を超える広域的な利用を目指したレクリエーション施設、県や全国大会などを対象とする高規格の運動施設を持つ大規模公園（広域公園）の整備のほか、環境や景観保全など地域づくりの先導モデルとなる公園の整備を担っている。

県立都市公園は、これまで「兵庫県グリーンフェニックス計画〔兵庫県広域緑地計画〕」（平成8年3月策定）や「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」（平成18年3月策定）等に基づき、整備、管理運営を進めてきた。

このたび（平成28年度）、都市公園を含む県下の花と緑の取組の総合計画である

「ひょうご花緑創造プラン」（平成19年7月改訂）が改定される。同プランの一翼を担う県立都市公園においても、基本方針策定から10年を経て、公園施設の老朽化対策、地域創生や環境問題への対応など新たな課題に直面している。このため、同プランの改定に併せ、県立都市公園の既存の計画・基本方針を見直し、これから10年を見据えた整備・管理運営基本計画を新たに策定する。

（1）県立都市公園に関する取組

県立都市公園は、昭和47年に国の都市公園等整備緊急措置法の制定、第1次都市公園等整備五箇年計画の策定を受け、県も昭和47年に「緑の回廊計画」、昭和60年に「全県全土公園化構想」、平成3年に「緑の総量確保推進計画」を策定し、昭和48年度に播磨中央公園の整備着手以降、平成3年度の丹波並木道中央公園まで6箇所の広域公園を中心に整備を進めてきた。また、平成8年3月に「兵庫県グリーンフェニックス計画」を策定し、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全県域の防災拠点となる三木総合防災公園をはじめ、既存公園の防災機能の強化、市町の地域防災拠点としての対応など、防災公園となる県立都市公園の整備を推進してきた。

平成18年3月には、県立都市公園の整備計画としてはじめて、公園の利活用に踏み込んだ「県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」を策定し、参画と協働をはじめ、「『つくる』から『つかう』へ」のテーマのもと県立都市公園の整備・管理運営に取組んできた。

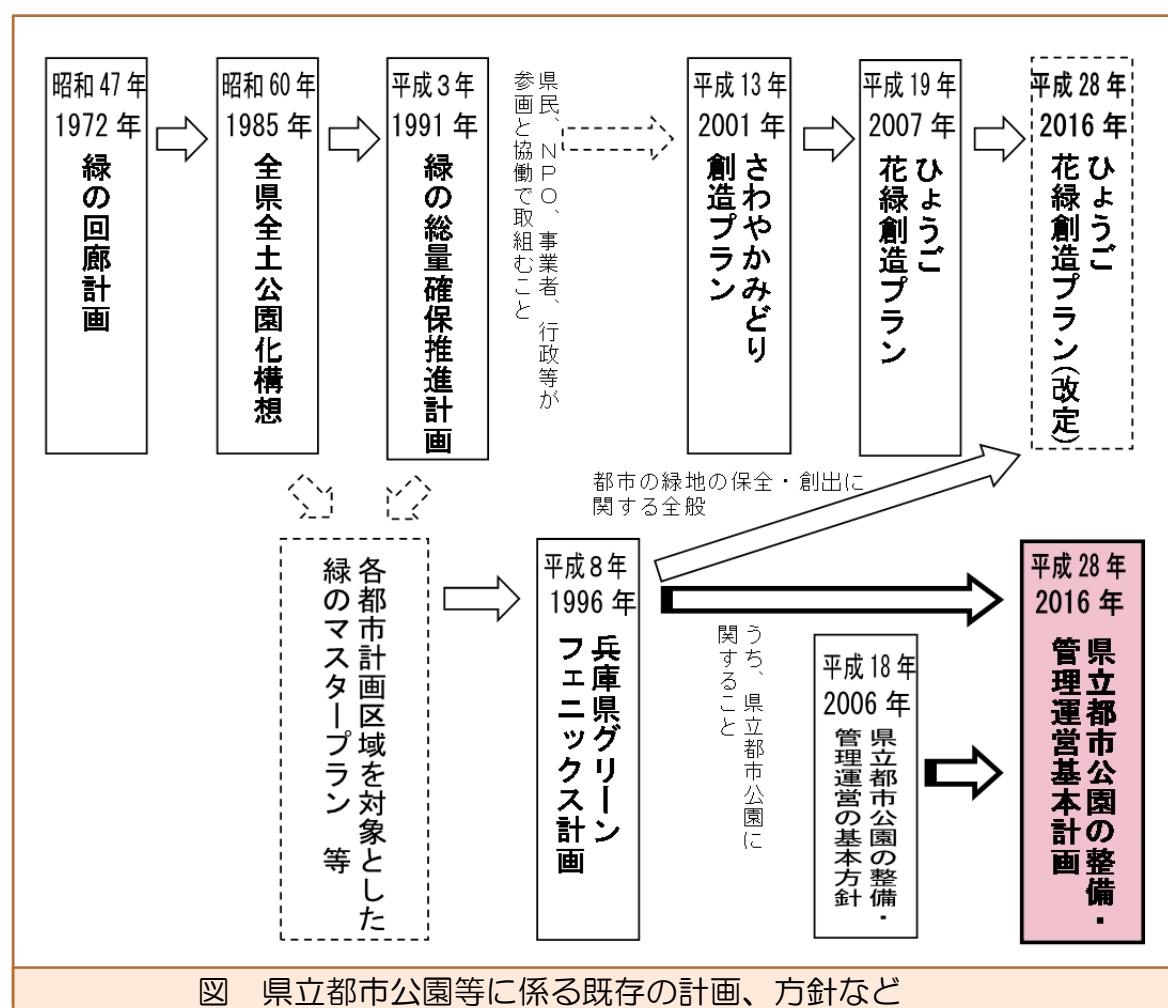
この「つかう」視点は、更にパークマネジメントへと深化し、淡路花博15周年記念事業国際シンポジウム「パークマネジメントの未来」（平成27年5月開催）での提言、国の「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（平成26年11月～）」など様々な検討が進められている。

(2) 県政の取組

本県では、財政状況を改善し、持続可能な行財政構造を確立するため、平成20年10月に「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン、平成20～30年度）」を策定し、現在は「第3次行財政構造改革推進方策（第3次行革プラン、平成26～30年度）」のもとで、事業の「選択と集中」により取組を進めている。

また、県の目指す姿を明らかにするとともに、実現のための取組方向を示した「21世紀兵庫長期ビジョン」についても、急激な社会情勢の変化や地域課題の顕在化に対応するため、平成23年12月に改訂した。

さらに、全国的に、少子高齢化、本格的な人口減少などの課題が認識され、国を挙げて「地方創生」に取組むことを受け、本県においては、「地域創生」を県政の基本政策に位置づけ、継続的に取組む姿勢を明らかにするため、平成27年10月に「兵庫県地域創生戦略」を策定した。



【参考】

社会情勢の変化

少子高齢化と人口減少社会の進展、東日本大震災や台風などの災害を契機とした防災対策意識の高まり、生物多様性の確保や地球温暖化、ヒートアイランド現象などの環境問題に対する関心の高まりなど、県立都市公園を取り巻く環境、求められるニーズ等は変化してきた。

第2章 現状と課題

2-1 現状

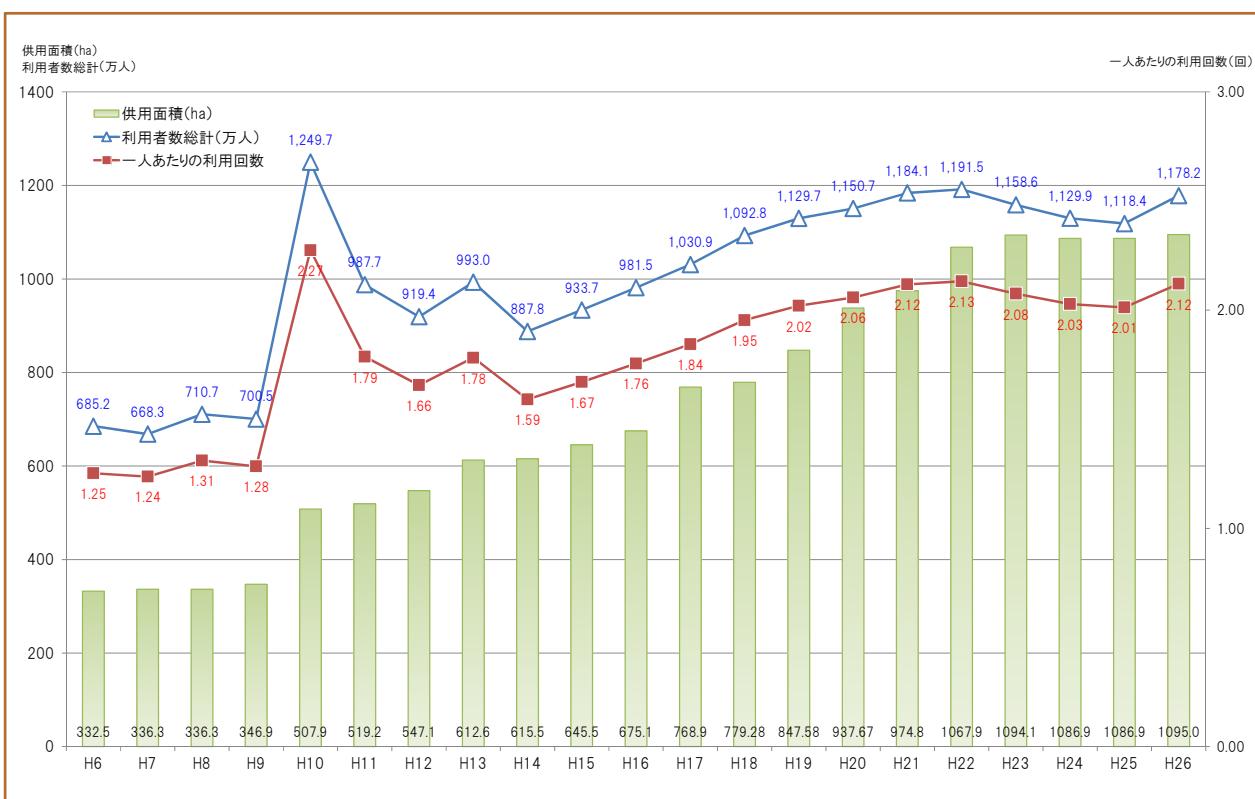
(1) 県立都市公園の整備

県立都市公園は、平成 7 年度の「兵庫県グリーンフェニックス計画」策定時※から、有馬富士公園など 8 公園、約 800ha を開設し、平成 27 年 12 月現在で 15 公園、計画面積約 1,660ha、開園面積約 1,130ha を供用している。利用者は、全体で約 1,170 万人(平成 26 年度実績)であり、県民 1 人当たり年間約 2 回利用していることとなる。

兵庫県全体での都市公園面積は、国営公園や市町立公園も含めると全国で 2 番目となる約 6,680ha に達し、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は $12.4 \text{ m}^2/\text{人}$ (平成 26 年 3 月末時点) と全国平均($10.0 \text{ m}^2/\text{人}$)を上回る水準に達している。

また、都市公園以外にも、自然環境保全の核となる国立・国定公園などの自然公園の利用施設、C S R (文化・スポーツ・レクリエーション) 施設などの県立の野外活動施設が県下全域に整備されている。

※ 平成 7 年度時点：県立都市公園 10箇所、開園面積約 330ha



注) 平成 10 年度は明石海峡大橋の供用開始、平成 21、22、26 年度は花みどりフェアの影響により利用者数が多くなっている。

図 県立都市公園の供用面積と利用者数の推移

第2章 現状と課題

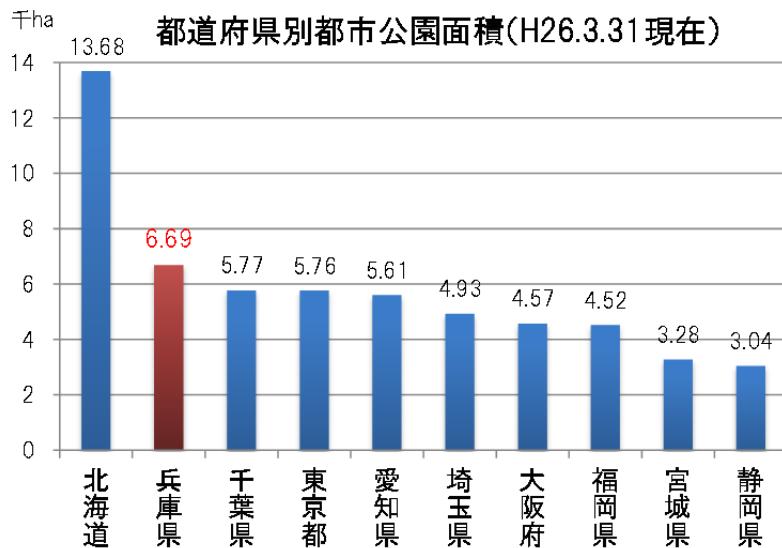


図 都道府県別都市公園面積(上位10都道府県)

(2) 県立都市公園の管理運営

県立都市公園の管理運営は、地方自治法の改正により平成18年度から順次指定管理に移行し、現在15公園全てが指定管理者により管理運営されている。また、有馬富士公園他8公園で、県民や活動団体、学識者などからなる管理運営協議会を設置し、お祭りなどの地域活性化イベントの実施、「子どもの冒険ひろば」などの公園利用プログラムなど、参画と協働による公園の管理運営が進められている。

(3) 特徴的な取組

全国で初めて景観園芸の実践教育を目指した県立淡路景観園芸学校の開校、人と自然のコミュニケーションをテーマに開催された国際園芸・造園博ジャパンフローラ2000淡路花博やその理念を継承した花みどりフェアの開催、淡路花博の会場として広大な土取り跡地を自然植生に回復させた淡路夢舞台、沿岸部の製鉄所跡を生物多様性による100年の森を創造する尼崎の森中央緑地などブラウンフィールドをグリーンフィールドへ再生させる取組など、全国をリードする取組を実施してきた。

(4) 県立都市公園の整備費などの推移

財政状況が厳しくなるなか、県立都市公園の関係予算は平成7年度以降、整備費、維持管理費ともに約20年間に渡り減少傾向にある。

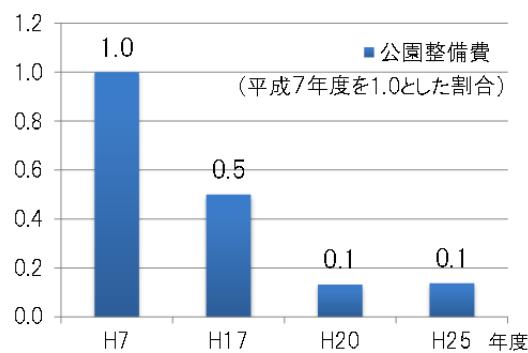


図 県立都市公園の整備費の推移

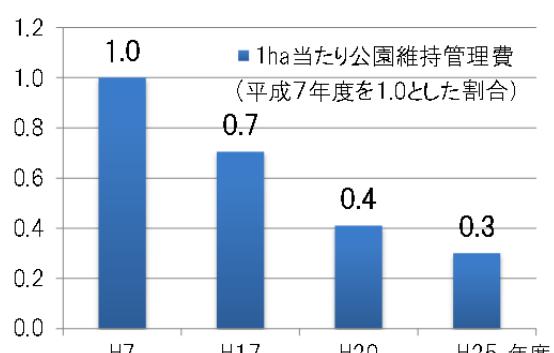
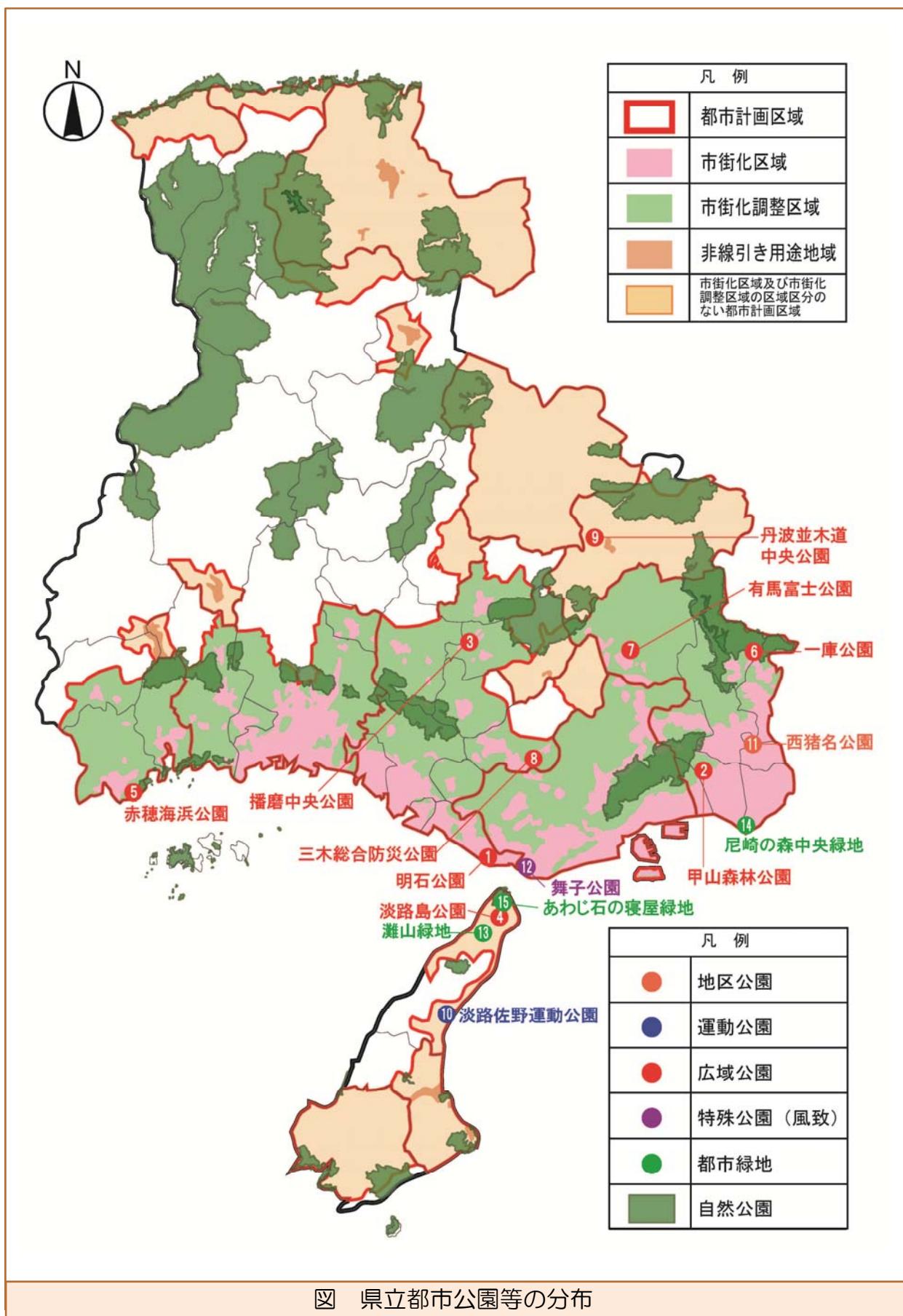


図 県立都市公園の維持管理費の推移

(5) 県立都市公園の概要



第2章 現状と課題

表 県立都市公園の現況

平成27年12月1日 現在

公園種別	公園名	所在地	開設年月日	計画面積 (ha)	開園面積 (ha)	H26年度利用者数 (万人)
広域公園	① 明石公園	明石市	大7.4.15	54.8	54.8	249
	② 甲山森林公园	西宮市	昭45.11.10	110.6	83.0	93
	③ 播磨中央公園	加東市	昭53.8.5	381.6	181.7	43
	④ 淡路島公園 (ハイウェイオアシスゾーン以外) (ハイウェイオアシスゾーン)	淡路市	昭60.4.21	148.8	134.8	32 180
	⑤ 赤穂海浜公園	赤穂市	昭62.7.25	71.7	71.7	53
	⑥ 一庫公園	川西市	平10.7.29	116.1	48.2	22
	⑦ 有馬富士公園	三田市	平13.4.29	359.8	178.2	83
	⑧ 三木総合防災公園	三木市	平17.8.6	202.5	202.4	99
	⑨ 丹波並木道中央公園	篠山市	平19.10.14	70.9	70.9	12
広域公園計				1,516.8	1,025.7	866
運動公園	⑩ 淡路佐野運動公園	淡路市	平15.5.3	29.5	29.5	19
地区公園	⑪ 西猪名公園	伊丹市 川西市	昭57.4.8	6.0	6.0	31
特殊公園	⑫ 舞子公園	神戸市 垂水区	明33.7.25	7.8	7.8	195
都市緑地	⑬ 灘山緑地	淡路市	平12.3.18	11.3	11.3	22
	⑭ 尼崎の森中央緑地	尼崎市	平18.5.31	18.9	17.1	45
	⑮ あわじ石の寝屋緑地	淡路市	平27.4.1	75.4	37.5	—
都市緑地計				105.6	65.9	67
計			—	(15公園) 1,665.7	(15公園) 1,134.9	1,178

第2章 現状と課題

2-2 県立都市公園についての既存計画・方針の目標などに対する取組状況および評価

(1) 兵庫県グリーンフェニックス計画（平成8年3月策定）について

兵庫県グリーンフェニックス計画の目標と取組状況および評価は、以下のとおりである。

【目標】	【取組実績】
・21世紀初頭の都市公園整備目標水準 20 m ² /人以上	→ 12.4 m ² /人 (平成26年3月末実績)
・市街地の緑地確保目標水準 市街地面積の30%以上	→ 30.6 % (平成25年8月実績)

- ・県立都市公園は、一庫公園(平成10年7月)、有馬富士公園(平成13年4月)、丹波並木道中央公園(平成19年10月)、尼崎の森中央緑地(平成18年5月)などを新規開園し、赤穂海浜公園、西猪名公園、甲山森林公園、播磨中央公園などを追加供用した。

その結果、平成25年度末時点では、県立都市公園の面積は1,086.9ha(平成7年度末668.3ha)、市町立都市公園の面積を含めると6,688.3ha(平成7年度末4,536.7ha)となり全国第2位の面積を有し、一人当たり都市公園面積は全国平均である10 m²を超える12.4 m²(平成7年度末8.9 m²)となっている。

- ・都市公園の整備や県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業等により、県内の市街地(市街化区域)の緑地面積割合は、30.6%(平成25年8月)となり、一定水準の都市の緑が確保されている。
- ・阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、県の広域防災センターと一体化した県下全域の防災拠点となる三木総合防災公園の整備を進め、震災から10年目の平成17年に一部開園し、平成22年5月には全園を供用している。また、西宮市の高木公園、宝塚市の末広中央公園など、県下各市町においても震災以降、防災公園の整備が進められてきた。
- ・三木総合防災公園は平成17年の開設以来、新潟中越地震、中国の四川大地震など国内外の大災害発生時に備蓄物資を提供している。また東日本大震災時には、備蓄物資の提供のほか、県民からの支援物資の集配送拠点、被災地に向かう他県の消防隊の途中宿泊基地となるなど、県域防災拠点としての機能を発揮している。

第2章 現状と課題

(2) 兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針(平成18年3月)について

各々の目標、方針について、概ね取組を進めてきているが、一部施策については取組途上のものもある。

既存の基本方針の目標、方針などにおいて、目的を達成しているが更に推進すべきもの、社会状況の変化を鑑み引き続き発展させて取組むべきものなどは本計画へ反映する。

兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針の目標、取組状況及び評価

目標I 安全・安心の地域づくりの拠点

三木総合防災公園で屋内防災施設（屋内テニス場）が整備され、東日本大震災における支援物資の集積・仕分け・配送基地や消防隊員宿営地としてその機能を発揮している。また、隣接する県立広域防災センターと一緒に、全県的な防災訓練の場や防災学習などの場として活用されている。その他にも、地域防災拠点に位置づけられる県立都市公園の追加開園など整備を推進してきた。

今後は、台風などの頻発する自然災害や南海トラフ地震などの発生が予想される中、引き続き地域の防災拠点として一層の機能の利活用が求められる。

長寿命化計画に基づく老朽化診断などを実施し、施設のメンテナンスやリニューアルに取組む他、県の「福祉のまちづくり基本方針」などに基づき駐車場、トイレ、園路などのバリアフリー化を推進してきた。また、園内に防犯カメラを設置するなど犯罪の防止に配慮した設備の充実にも取組んできた。

今後は、引き続きメンテナンスやリニューアルによる施設の健全性の確保はもちろん、都市公園の多様な機能を発揮すべく、福祉や子育て、観光などの分野と連携し相乗効果による「質」の向上にむけて、施設のユニバーサル化や安全性の確保、防犯性などの向上に資する更なる施設整備と運用が求められる。

目標II 自然環境を守るなど、地域に役立つ公園

あわじ石の寝屋緑地での在来緑地の保全、尼崎の森中央緑地での都市における森の創出、有馬富士公園での環境学習など、緑の保全・創出と活用を推進してきた。また、舞子公園での旧木下家住宅など文化財の保存活動や、舞子海上プロムナードの活用、国営明石海峡公園や灘山緑地を含む淡路夢舞台での花みどりフェア開催など地域活性化に取組んできた。

今後は、引き続き良好な環境の形成はもちろん、地域創生につながる地域の魅力を高めるような場とすべく、緑の保全・創出、地域活性化、地域文化の継承などに資する施設整備とソフト展開などが、より一層求められる。

第2章 現状と課題

目標Ⅲ 県民と共に育てる魅力ある公園

アンケートなどによる公園利用者の意見を公園の管理運営へ反映させる取組、有馬富士公園運営・計画協議会「夢プログラム」の実施など県民の参画と協働を容易にする仕組み作りを推進してきた。

今後は、地域の特性や資産を生かした個々の都市公園の魅力向上、県民や地域団体などによる主体的な運営の更なる推進にむけて、P D C Aサイクルの実践による利用者のニーズ把握などに基づく管理運営の見直し、公園の特徴を生かす催事やソフトの展開、県民の参画と協働の取組など、より一層の推進が求められる。

目標Ⅳ パークマネジメントの推進

全ての県立都市公園において指定管理制度を導入して民間等のノウハウを生かした利用者へのサービス向上の取組、P D C Aマネジメントサイクルの導入を推進したが、個別のイベントなど細かい項目まで対応できていない。また、尼崎の森中央緑地でのスポーツの森における整備運営にP F Iを導入した他、各公園で管理運営協議会を設置し多様な主体との連携を推進してきた。

人材育成においては、県立淡路景観園芸学校での日米英景観園芸交流研修など国際的な技術交流を実施してきている。

また、県関連施設、ホームページ、県広報誌や広報番組など様々な媒体を通じて情報を発信してきた。

長期間未整備で、その必要性が変化した丹波並木道中央公園は、そのあり方を検証の上未整備区域の都市計画を変更してきた。

今後は、限られた予算や人員の中で幅広い関係者や団体の力を活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営をより一層戦略的に推進すべく、P D C Aマネジメントサイクル、民間企業など多様な主体との連携、専門的な知見・技術やソフト運営のノウハウを有する人材育成が求められるとともに、広報・情報発信、未整備区域のあり方の検討などについても引き続き推進が求められる。

【参考】

兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針（平成18年3月策定）で掲げていた「4つの目標と14の方針」】

I 安全・安心の地域づくりの拠点

- ① 安全な暮らしを支える防災公園の整備
- ② 安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ③ 誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

II 自然環境を守る等、地域に役立つ公園

- ④ 地域の自然環境を守り・育む場としての公園の整備
- ⑤ 地域の活性化をもたらす公園の整備
- ⑥ 地域文化を保全・継承し、創造する拠点

III 県民と共に育てる魅力ある公園

- ⑦ 利用者のニーズへの対応と、新たな公園利用の提案
- ⑧ 個性的で魅力的な公園づくり
- ⑨ 県民の参画と協働の舞台として活用

IV パークマネジメントの推進

- ⑩ 総合的な公園監理システムの構築
- ⑪ 効率的・効果的な事業推進
- ⑫ より良いサービスを提供する管理運営体制
- ⑬ 効果的な広報の推進
- ⑭ 未整備地域、未供用区域の今後のあり方の検討

第2章 現状と課題

2-3 今後の県立都市公園の課題

県立都市公園をとりまく現状及び既存計画・方針の取組状況とその評価から、今後の県立都市公園における取組に関する主な課題は次のとおりである。

既存ストックの利活用など、時代変化を踏まえた「量」から「質」への転換

国営公園や市町立公園も含めた県下の都市公園面積は、全国で2番目の規模である約6,680haに達している。また、市街地の緑地面積割合は3割を超えており、国の目標を達成しているため、今後は既存ストックの利活用など、時代変化を踏まえた「量」から「質」への転換が必要となっている。

今後の方向性を踏まえた新たな目標設定

現在（平成26年3月時点）、国営公園や市町立都市公園も含めた県下の都市公園面積は全国で2番目の規模を有し、一人当たり都市公園面積は全国平均を上回る12.4m²の水準に達し、また、緑地割合も目標を達成していることから、「量」から「質」への転換を推進する新たな目標設定が必要である。

厳しい財政状況への対応（選択と集中）

本県の厳しい財政状況を改善し、持続可能な行財政構造を確立するため、平成20年10月に「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン、平成20～30年度）」を策定し、現在は「第3次行財政構造改革推進方策（第3次行革プラン、平成26～30年度）」を推進しており、財政状況に応じた事業の「選択と集中」の徹底などの取組が必要である。

これまでの整備で増大した施設の老朽化への対応

現在（平成27年12月時点）、供用中の県立都市公園は15ヶ所、開園面積約1,130haとなっており、平成7年（約20年前）から約800ha増加している。

また、現在開園している県立都市公園のうち、設置から既に30年以上が経過したものが約2割、10年後には約3割、20年後には約6割※に達する見込みであり、公園利用者の安全性の確保、老朽化に伴う魅力の低下などが課題となっている。

よって、これまでの整備で増大した施設の老朽化への対応が必要となっている。

※ 県立都市公園計画面積に対する開園面積の割合

施設の老朽化、ストックの利活用などに対応する公園の整備・管理運営の専門的人材の育成や体制の確保

前述の老朽化やストックの利活用に関して、多種多様な既存施設の効果的な再生、観光や子育てなど多様化する公園への期待などへの対応が求められる。これらに対応する知見と専門知識を有する公園の整備・管理運営の専門的人材の育成や体制の維持確保が必要となっている。

第3章 基本方針

都市公園は、防災・環境保全・景観形成・レクリエーション・地域活性化などの多様な機能を有しており、本県の都市の魅力を高め、県民の暮らしを安全で快適なものとする必要不可欠な都市の緑とオープンスペースである。

県立都市公園の整備・管理運営基本計画の策定において、既存方針や関連する計画などに配慮し、東日本大震災の発生、地域創生の取組の本格化などの社会状況の変化などを踏まえて基本方針を定める。

3-1 計画期間

展望年次：平成 52（2040）年、計画期間：平成 37（2025 年）年※
ただし、概ね 5 年で見直し

※ 将来を展望し、概ね 10 年間の取組を示す。

展望年次を「21世紀兵庫長期ビジョン」（平成 23 年 12 月）に合わせた平成 52（2040）年とする。ただし、より実現性・実効性のある計画とするため、第 1 ステージを 10 カ年として目標年次を平成 37 年と設定し、概ね 5 年で計画の点検と見直しを予定するものとする。

3-2 基本的な取組姿勢

「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える「公園づくり」に取組む

【「公園づくり」とは…】

公園の整備、改修から管理運営まで幅広くとらえたもの（つくる、まもる、つかう、育む）。

【「ゆたかな暮らし」とは…】

自然環境との共生のもとでの暮らし、安全安心の確保のもとでの暮らし、健康で文化的など心ゆたかな暮らし、子育てや老後など将来に希望のもてる社会のもとでの暮らし、活力ある地域社会のもとでの暮らしなど。

県立都市公園における施策を推進する上で配慮すべきものとして、県民自らが自立的に取組む行動指針である「21世紀兵庫長期ビジョン」（平成 23 年 12 月）と、本県の基本施策に位置づけられる地域創生の目標や施策等を定める「兵庫県地域創生戦略」（平成 27 年 10 月）がある。これらの中で掲げられている、2040 年にめざすべき兵庫の姿「創造と共生の舞台・兵庫」、地域創生に向けた取組の基本姿勢、本県独自の取組である淡路花博におけるテーマ「人と自然の共生」などの実現にも配慮した上で、県立都市公園で講じる各種施策の基本的な取組姿勢を示す。

第3章 基本方針

3-3 取組における留意点

前述の公園づくりを推進する上では、公園に求められる社会ニーズや既存ストックの状況、財政状況、県立都市公園が担うべき役割※などを踏まえ、量的拡大から利用価値など質的な視点への転換を図り、「質」と「量」への適切な対応、そして、県民の参画と協働など多様な連携の工夫などに留意して取組を進める。

※ 県立都市公園が担うべき主な役割

- ・一の市町の範囲を超えた広域的な見地での役割
- ・先導的な取組の実践など市町への参考となるモデル的役割

① 社会変化を踏まえた「量」から「質」への転換の推進

- ・「質」への対応：利用価値の向上
- ・「量」への対応：適切な整備管理

② 県民の参画と協働など多様な連携の工夫、公園のもつ多様性を生かす

- ・公園づくりを推進する上での配慮事項：持続可能な管理運営、多様性と連携

【「質」とは…】

使いやすさ、サービス内容など公園利用者の満足度に繋がるもの、生物多様性や自然環境保全に繋がるもの、安全性などからくる価値など

【「量」とは…】

都市公園の面積（空間）・数、公園内の各施設の規模・数（園路及び広場、植栽など修景施設、休憩所など休養施設、野球場など運動施設、大型遊具など遊戯施設、野外劇場など教養施設、駐車場など便益施設、管理事務所など管理施設など）などの量（規格水準、種類数など含む）

【「多様性」とは…】

多様性とは、都市公園の持つ多様な機能（自然環境・都市景観などの環境保全・創出機能、防災機能、文化・レクリエーション機能、地域活性化機能など）、各地の既存県立公園の有する地域特性や歴史文化資源などの多様性。

多様性を持つ公園の個性を活かし、これらを強みとし、活用することにより、更なる公園の魅力アップなどが期待できる。

【「連携」とは…】

連携とは、公園にかかわる県民、団体、企業、行政（県・市町など）などの人や組織、施設などとの連携をいう。各主体や施設などが相互に連携することにより、①機能を分担し、補完し合う、②共に進化する、③融合し、更なる発展を図ることが可能となり、魅力アップなどが期待できる取組。

3-4 これからの県立都市公園でめざすべきテーマと施策方針

県立都市公園の整備・管理運営の基本方針(平成18年3月)の取組を基本的に継続するとともに、県政の横断的な取組としての地域創生や生物多様性の確保などへの対応を進めるものとする。

本計画では、これからの県立都市公園でめざすべき5つテーマと18の施策方針を定める。なお、参画と協働については、県立都市公園の管理運営の基本となる事項として各々の方針で踏まえるものとする。

これらの5つのテーマを実現するための18の施策方針に基づき、「量」から「質」への転換、そして、県民の参画と協働など多様な連携の工夫に留意し、各施策を開するものである。

第3章 基本方針

これからの県立都市公園でめざすべき「5つのテーマと18の施策方針」

テーマⅠ 活力あふれる地域づくりに資する公園

(地域の活力・賑わい・元気で健康な生活)

- 施策方針①：地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②：地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③：元気で健康的な生活に資する公園づくり

テーマⅡ 子育てに資する公園（子育て支援）

- 施策方針④：子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤：子どもを育む公園づくり
- ⑥：3世代が楽しめる公園づくり

テーマⅢ 環境との共生に資する公園（環境保全・創造への対応）

- 施策方針⑦：自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧：環境との共生を学ぶ場としての利活用

テーマⅣ 安全安心な地域づくりに資する公園（安全安心への対応）

- 施策方針⑨：安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩：安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪：誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

テーマⅤ 持続可能なパークマネジメントの推進（連携とマネジメントシステム等）

- 施策方針⑫：効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬：社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭：施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮：より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯：県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰：効果的な広報の推進
- ⑱：公園づくりの評価等の推進

3-5 目標値

テーマⅠ～Ⅴの18の施策方針に基づく取組により、公園の魅力アップや県民のゆたかな暮らしを支える公園の質の向上を図り、より一層の利活用を目指すこととし、この利活用増進の状況を推し測るものを総合的な指標とする。その際、今後の人口減少を踏まえ、県立都市公園をより多く利用してもらう観点から、「県民一人当たり県立都市公園の利用回数」を総合的な目標値とする。

なお、各テーマごとに、その取組の個別目標を設定する。

各施策の取組により目指す総合的な目標値

「県民一人当たり県立都市公園の利用回数 2.2回以上／年※」

- ※ 県民一人当たり県立都市公園の利用回数 = 県立都市公園の総利用者数 / 県総人口
- ※ 平成25年度実績 2.0回／年を各施策の取組により概ね10年で10%以上アップ
- ※ 中間目標は、2.1回以上／年

第4章 推進施策

基本施策とその実現にむけた主な取組を示す。

なお、主な取組は事例であり、施策方針や基本施策に基づき各公園の特性などに応じた取組を展開する。

テーマI 活力あふれる地域づくりに資する公園 (地域の活力・賑わい・元気で健康な生活)

県立都市公園の持つ自然環境・景観・歴史・観光・スポーツ・文化などの多様な資源を生かし、観光振興・スポーツ交流・子育て支援・地域文化の保全・継承・創造などの地域ニーズに応え、効果を発現できるよう施設整備とソフトプログラムの両面で公園の取組（公園づくり）を進め、地域創生の取組の場となり、活力あふれる地域づくりに資する公園を目指す。

【個別目標】

地域の活力を計る上で、ひとつの目安となる地域の観光振興など、経済の活動状況をあらわす公園に関連する消費額などの代わりとなる指標を目標とする。

- ・ 赤穂海浜公園 塩の国の県外來場者割合：35%(H26年度実績) → 40%
[中間目標：37%]
- ・ 明石公園 年間利用者：250万人(H24～26年度実績平均) → 275万人
[中間目標：262万人]
- ・ 淡路佐野運動公園 年間合宿利用日数：16日(H26年度実績) → 20日
[中間目標：18日]

施策方針①：地域の活性化をもたらす公園づくり

県立都市公園の持つ豊かな自然・良好な景観・歴史的建造物・スポーツ施設などを資源として有効活用し、観光振興やスポーツ交流の拠点となり、地域の活性化をもたらす公園づくりに取組む。

《基本施策》

観光振興などに資する施設整備（新設・保全・リノベーションなど）とイベントなどのソフト展開を推進する。

《主な取組》

■観光拠点型公園の整備・活用

赤穂海浜公園 ～「塩の国」のリノベーション～

塩づくりの歴史を今に伝える園内の「塩の国」をリノベーションし、赤穂市内の歴史的資源を「しお回廊」として有機的に結ぶとともに、塩の国で生産する塩を活用した商品を開発するなど、赤穂市と連携し「塩」の観光地として全国に発信する。

第4章 推進施策

明石公園～明石城築城400年を契機としたイベント、中長期の公園のあり方検討～

2019年の明石城築城400年を契機として、記念イベントの開催、櫓や石垣の姿を際立たせる樹木整備、春の桜、秋の菊花展など公園の魅力を高め、全国有数の城址公園であることを発信する。また、野球場などを含めた公園全体の中長期の方向性等あり方を検討し、活性化を図る。

尼崎の森中央緑地～100年の森づくりや芝生広場などを拠点とした観光交流～

世界最先端の生物多様性による100年の森づくりや、県立都市公園の中で最も広い大芝生広場の魅力を生かした大規模な音楽コンサートの開催など、観光交流における地域拠点として活用を図る。

舞子公園～文化財を活用した観光振興～

兵庫・神戸を代表する明石海峡大橋の景観と孫文ゆかりの移情閣、明治期の西洋館である旧武藤山治邸、昭和初期の近代和風住宅である旧木下家住宅等の文化財を生かし、国内外の観光拠点としてPRを図るとともに、各館の特徴を活かしたおもてなし体験など外国人観光客向けのプログラムを実施する。

淡路島公園～アニメ等を活用した観光振興～

世界的に人気の高い日本の漫画、アニメ、キャラクター等のコンテンツを集めた淡路アニメパーク構想を推進する。

など



(赤穂海浜公園)
塩の国



(明石公園)
巽櫓、坤櫓



(尼崎の森中央緑地)
芝生広場



(舞子公園)
文化財を活用したイベント

第4章 推進施策

■スポーツ拠点公園の整備・活用

淡路佐野運動公園 ～屋内練習場などの施設充実による合宿などの複合活用～

屋内練習場を整備し、練習拠点、スポーツ合宿及び高齢者の健康づくりなど、公園利用の幅を広げるとともに、地元市と連携し、スポーツをテーマとした地域間交流による地域創生を進めていく。また2019年のラクビーワールドカップ、2020年の東京オリンピックの事前合宿を誘致し、トップ選手との交流により地域の子どもたちに夢を与える。

三木総合防災公園 ～高規格施設を生かした国際大会、ジュニア育成の推進～

世界屈指の屋内テニス場として認知されているビーンズドームを核としてデビスカップ、フェドカップ等の国際大会を誘致する。またテニス協会、サッカー協会等との連携を強化し、トップ選手の養成や幼児期の体験講座などスポーツの裾野を広げる取組を展開する。

など



(淡路佐野運動公園)
少年サッカー



(三木総合防災公園)
テニス国際大会(2008 フェドカップ[®])

【参考】

尼崎の森中央緑地 100年森づくりの取組み

100年かけて、ひとりひとりの参画により「地域が育てる森」をつくり、人々が自然の恵みを享受する「地域を育てる森」とすることを基本理念とし、生物多様性の理念に基づく森づくりを進めています。

生物多様性の森づくりとは、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」の3原則に基づき、世界でもほとんど類のない流域等から種を採取し地域性の苗木を育て、100年かけて多くの恵みをもたらす森を実現する計画です。



【尼崎の森中央緑地 将来の姿】

(出典) 尼崎の森中央緑地 整備計画(兵庫県、平成27年3月)

第4章 推進施策

施策方針②：地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり

県立都市公園の建造物や史跡、里山文化などの有形・無形の地域文化遺産を適切に保全するとともに、ソフトプログラムなどの展開により積極的に活用し継承する。

また、新たな芸術文化を創造する公園づくりにより地域の魅力向上に取組む。

《基本施策》

文化財や里山文化、伝統芸能等の保存・継承、新たな芸術文化の創造に資する施設整備とソフト展開を推進する。

《主な取組》

■文化財等を保全・活用する公園の整備・活用

明石公園、舞子公園～文化財の保全、活用～

明石城跡、歴史的建造物などの保全、これらを生かしたイベントを展開する。

尼崎の森中央緑地～地域ゆかりのかやぶき民家の移築による活用～

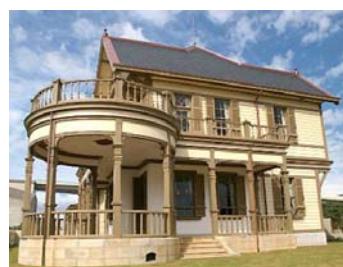
江戸時代に建てられた旧尼崎藩庄屋のかやぶき民家「旧小阪家住宅」を移築し、周辺の森と一緒に昔体験、環境学習の場として活用を図る。

一庫公園～イベントなどを通じた地域文化の継承～

クヌギなど里山資源を生かした人と自然が共生する営みの中で伝承される炭焼きや山の手入れを、地域の活動団体の協力のもと、イベント等を通じて広く地域文化として継承する。



(明石公園)
明石城跡の保全、活用



(舞子公園)
文化財(旧武藤山治邸)
の保全、活用



(一庫公園)
窯木(炭材)づくり

■自然環境と芸術が織りなす新たな芸術文化を創造する公園づくり

有馬富士公園～アートコラボ事業の展開～

「風のミュージアム」のアートコラボ事業などを展開する。



(有馬富士公園)
風のミュージアム「風のロンド」

第4章 推進施策

施策方針③：元気で健康的な生活に資する公園づくり

県立都市公園の有する豊かな自然や施設を活用し、子どもから高齢者まで様々な人々の心身の健康づくりの拠点となり、県民の生活を支える公園づくりに取組む。

《基本施策》

心身の健康づくりなどに資する施設整備とソフト展開を推進する。

《主な取組》

■健康づくり公園の整備・活用

明石公園、西猪名公園ほか～健康づくりに向けた取組みの推進～

高齢者をはじめ様々な世代に応じた健康づくり活動に関する「場」と「機会」を提供し、県民の健康増進に向けた新たな公園利用を促進する「ひょうごヘルシーパークプロジェクト」（健康づくりプログラム）を展開する。

播磨中央公園～地域健康づくりの拠点として活用～

東播磨地域のスポーツ、レクリエーションの核として、広々とした施設の特徴を生かしたマラソンやサイクルロードレースなど大会を開催する。など

■くつろぎの公園の整備・活用

一庫公園、あわじ石の寝屋緑地、灘山緑地など～癒しの空間の保全～

リフレッシュや癒しの場となる里山や緑地内の散策や休養、展望台など公園からの眺望空間の保全を図る。

播磨中央公園～花と緑に親しむ機会の創出～

ばら園や桜の園などを活用し四季の花緑の情報を提供するなど、散策・ピクニックなど花と緑に親しむ機会を創出する。

淡路島公園～ゆっくりとした時間を過ごせる空間の演出～

雄大な眺望と豊かな自然の中で、ゆっくりとした時間を過ごせる空間などを演出する。



(明石公園)
健康づくりイベント



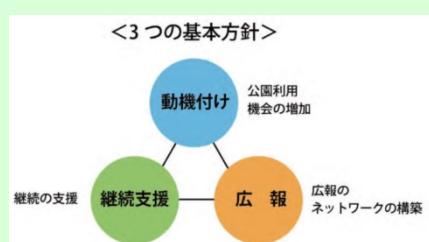
(播磨中央公園)
花と緑に親しむ機会を創出

【参考】

(公財)兵庫県園芸・公園協会における「ひょうごヘルシーパークプロジェクト」の展開

健康づくりや運動習慣のない方でも気軽に参加できるウォーキング教室等を開催し、公園で健康づくりを行うきっかけを提供します。そのうえで、楽しく快適に気軽に健康づくり活動を継続できるような支援を行います。また、広報ネットワークを構築し、様々な健康情報を発信することで、公園を健康づくりの場として定着させます。

(出典) (公財) 兵庫県園芸・公園協会 HP



テーマⅡ 子育てに資する公園（子育て支援）

緑豊かな自然環境や遊び場、広場などの施設を有する県立都市公園は、オープンスペースの少ない都市域の子どもにとって、遊びや自然とのふれあいを通じ五感や行動力を磨くことができる格好の空間である。これら公園の有する空間を生かし、遊び・学び・交流機能をさらに充実させ、幼児が安心して遊べる場、子育て世代の交流を促す場、子どものチャレンジ精神を育む場等の子育て支援施設を整備するとともに、3世代と一緒に楽しめる空間づくりや、自然の遊び教室などの子育て支援ソフトなどの展開により子育てに資する公園を目指す。

【個別目標】

- 子育て支援型公園における満足度：53%（H25年度実績）→ 65%
[中間目標：59%]
- 県立都市公園におけるプレーパーク実施の
ガイドライン作成、受入体制の整備：
実績無し（H27年度末）→ 全公園
[中間目標：7公園]

【「子育て支援型公園」とは…】

従来の公園施設の概念にとらわれることなく、学び・遊び・交流する機能が充実した公園。幼児が安心して遊べる場、子育て世代の交流を促す場、幼児のチャレンジ精神を育む場などの子育て支援施設を有したり、プレーリーダーなどによる自然の遊び教室などソフト面でも子育て支援機能を併せ持つ公園。

甲山森林公园、尼崎の森中央緑地、有馬富士公園、丹波並木道中央公園など。

第4章 推進施策

施策方針④：子育て世代を支援する公園づくり

県立都市公園の有する豊かな自然や交流施設等地域資源を活用し、幼児や子育て世代が学び・遊び・交流できる機能を持つ地域の子育て支援拠点となる公園づくりに取組む。

《基本施策》

子育て世代を支援する施設整備と子育て支援ソフトの展開を推進する。

《主な取組》

■子育て支援公園の整備・活用

甲山森林公園、尼崎の森中央緑地、有馬富士公園

～子育て支援施設の整備、ソフト推進～

市街地に近い豊かな自然の中で、子育て世代の交流を促す乳幼児専用プレイルーム、五感を使って遊び学ぶ空間など、子育て支援施設を整備するとともに、自然の遊び教室など子育て支援のソフト展開を推進する。

丹波並木道中央公園 ～手作り遊具の整備、ソフト推進～

人工林と製材所を持つ公園の特性を生かし、幼児用の木製手作り遊具を製作・活用したソフト展開を推進する。



(甲山森林公園)
森のようちえん

(尼崎の森中央緑地)
親子で楽しむイベント

(丹波並木道中央公園)
手作り遊具

施策方針⑤：子どもを育む公園づくり

子どもたちが、遊びを通じてたくましく生きる力を育む野外活動や、スポーツを通じた心身の育成、自然との共生などを学ぶ拠点となる公園づくりに取組む。

《基本施策》

様々な世代の連携により地域が子どもを育む社会づくりに資する公園づくりを推進する。

《主な取組》

■プレーパークなど子どもの成長に資する整備・活用

明石公園、有馬富士公園など ～プレーパークの利用拡大～

ガキっこクラブ(有馬富士公園)や、冒険ひろばあかしづこ(明石公園)など、プレーパーク等の健全な子どもの成長を育む場づくりを、公園に応じたルールを定め、県立都市公園全体への拡大を図る。

淡路佐野運動公園、三木総合防災公園など ～少年スポーツの利活用の推進～

少年サッカーなど、子どもたちの多様なスポーツの利活用などを推進する。

など

第4章 推進施策

■子どもの環境教育に資する整備・活用

有馬富士公園など～小学生を中心とした環境教育活動の推進～

子どもを中心とした環境教育活動などの実施を推進する。

など



(淡路佐野運動公園公園) 野球場



(明石公園) 冒険ひろばあかしづこ

施策方針⑥：3世代が楽しめる公園づくり

子どもたちと祖父母など3世代にわたる遊びやイベントなどの世代間交流を通じて、子どもたちの健全な心身を育成し、自然との共生など先人の知恵を学ぶ交流拠点となる公園づくりに取組む。

《基本施策》

子どもたちだけでなく、祖父母など3世代と一緒に楽しめて共に過ごせる公園施設の整備、イベントの展開によって、世代間交流による子育てを推進する。

《主な取組》

■3世代など家族で共に過ごせる公園づくり

播磨中央公園など～子どもと祖父母が一緒に楽しむ施設の整備～

水遊び施設や芝生広場などの施設を生かすとともに、幼児コーナーや健康遊具、休憩スポットなどの整備によって、子どもと祖父母が一緒に楽しく過ごせる空間を演出する。



(播磨中央公園) 3世代で過ごせる空間



(淡路島公園) 3世代で過ごせる空間

■地域の高齢者と子どもが一緒に楽しめる公園づくり

一庫公園など～里山文化などを伝える3世代交流イベントの推進～

高齢者などが子どもに昔遊びや、里山文化などを伝える3世代交流イベントの展開を推進する。

など



(一庫公園) 世代交流イベント



テーマⅢ 環境との共生に資する公園（環境保全・創造への対応）

県立都市公園を地域の水と緑のネットワークを形成する拠点のひとつとして位置づけ、自然環境の保全や創出の他、自然エネルギーの活用など様々な取組を通じ、地球環境時代を先導する公園を目指す。

【個別目標】

- 尼崎の森中央緑地 まちの緑量アップに資する植栽本数：
118種6万本(H26年度末累計実績) → 300種20万本
[中間目標：200種公園13万本]
- 尼崎の森中央緑地 環境学習参加者数：
年間3,700人(H26～27年度実績平均) → 7,400人
[中間目標：5,550人]

施策方針⑦：自然環境等を守り・生かす公園づくり

都市公園を地域の水と緑のネットワーク形成の拠点のひとつとして保全、創出することで、生物多様性の確保、ヒートアイランド現象の緩和などに資する公園づくりに取組む。

また、都市公園が有する施設における自然エネルギーなどの活用、園内で発生する植物資材のリサイクルなどにも取組む。

《基本施策》

生物多様性の確保、緑の保全と創出、自然エネルギーの活用、リサイクルに資する施設整備とソフト展開を推進する。

《主な取組》

■自然の樹林地等の緑を保全する公園づくり

一庫公園、丹波並木道中央公園～樹林地の保全～

樹林地の適正な間伐等による環境保全、豊かな森林、健全な里山の保全を図る。

■生物多様性の確保に資する公園づくり

尼崎の森中央緑地～地域性植物による緑地の創造など先導的な取組～

製鉄所跡地に全国的にも類のない生態系・種・遺伝子の生物多様性3原則に基づき、種子を取り苗木を植えて100年の森の創造を進めており、県民や企業との協働による植樹・育樹活動を拡大する。

また環境学習や交流イベントを通じ、森の恵みを地域に拡大する。

有馬富士公園～生物多様性ありまふじ戦略に基づく外来種除去の取組～

国内でも珍しい個別公園の生物多様性戦略として策定された「生物多様性ありまふじ戦略」(平成24年度～)に基づき、活動団体や学識者と連携し、参画と協働による外来種除去など自然環境の保全の取組を推進する。

第4章 推進施策

■自然エネルギー等の活用の推進

三木総合防災公園～太陽光発電設備の活用～

防災利用なども兼ね備えた太陽光発電設備の活用を推進する。

尼崎の森中央緑地～太陽光発電、風力発電の設置・活用～

パークセンターの太陽光発電や風力発電などの設置・活用を推進する。など

■園内発生材のリサイクルの推進

丹波並木道中央公園～間伐材の利用による資源循環の推進～

公園内の間伐材を園内の製材所で製材後、ベンチ等の補修や木工教室での利用による資源循環を推進する。また、間伐材を「丹波篠山木の駅プロジェクト」に持ち込み、地域通貨との交換などによる地域づくりを進める。

播磨中央公園、淡路島公園など～園内発生材の有効利用～

植栽管理における発生材の堆肥化、指定管理者による竹を活かしたクラフト体験、タケノコ掘り体験やハーブ体験等イベントによる園内発生材の有効利用を図る。



(丹波並木道中央公園)
適正な間伐による樹林地保全



(丹波並木道中央公園)
製材所



(播磨中央公園)
剪定枝などの堆肥化

【参考】

生物多様性がもたらすもの

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

(中略)

私は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

(出典) 生物多様性基本法 前文 (平成 20 年 6 月施行)

第4章 推進施策

施策方針⑧：環境との共生を学ぶ場としての利活用

都市の貴重な生態環境を保全・創出する公園などにおいて、それぞれの特性を活かした環境学習や自然体験などのプログラムを通じて自然の大切さを伝え、環境との共生を学ぶ場としての利活用に取組む。

《基本施策》

環境学習などに資するソフト展開を推進する。

《主な取組》

■環境学習などに資する公園づくり

尼崎の森中央緑地～環境との共生の大切さを体験し学ぶプロジェクトの実施～

工場跡地に生物多様性の 100 年の森づくりを進めており、地域の歴史的変遷のパネル、植物などの観察用展望台、間伐材を活用する炭焼き窯、芝刈等の里山生活体験を学ぶ古民家など施設の充実を図る。また、「森づくり読本」や「環境学習用シラバス」や学習プログラムの充実を進め、将来を担う子どもたちに環境との共生の大切さを、体験を通じて学ぶプロジェクトを実施する。

丹波並木道中央公園～自然の恵みを考え、知る体験プログラムの実施～

園内の棚田を舞台とした赤米の田植えや収穫、灰屋で肥料づくりや藁を使つたしめ縄づくり体験、園内から切り出したスギやヒノキを使った木工教室(子ども・大人向け)などを通じた自然の恵みを考え、知るプログラムを実施する。

あわじ石の寝屋緑地～環境学習、野鳥観察会の実施～

再生整備した棚田における貴重種観察等の環境学習、展望台からサシバ等の野鳥観察会の開催などを実施する。

各公園～循環型社会、エコライフなど、環境の意識啓発イベントの実施～

各公園のオープンスペースを生かして、各種団体、行政団体などが主催する循環型社会、エコライフなどの環境への意識啓発イベント誘致を実施する。

など



(尼崎の森中央緑地)
小学生を対象とした
「環境学習プログラム」



(丹波並木道中央公園)
田植え体験



(あわじ石の寝屋緑地)
野鳥観察

テーマⅣ 安全安心な地域づくりに資する公園（安全安心への対応）

阪神・淡路大震災、東日本大震災の経験と教訓を生かし、南海トラフ地震などに備えるため、県立都市公園の防災機能を強化し、安全安心な地域づくりに資する公園を目指す。

また、日常の安全性やユニバーサル社会づくりに十分配慮し、誰もが安全で安心な生活を送る支えとなる公園を目指す。

【個別目標】

- 地域防災計画で位置づけのある公園施設の整備：
未整備2箇所(H27年度末) → 整備完了
[中間目標：整備完了1箇所]
- 「公園の安全・安心の面」に関する満足度「満足・やや満足」の割合：
全公園平均 81%(H25～26年度実績平均) → 89%
[中間目標：85%]
- 「遊具など施設の管理状態」に関する満足度「満足・やや満足」の割合：
全公園平均 78%(H25～26年度実績平均) → 85%
[中間目標：81%]
- スマートフォン等による多言語に対応した情報発信：
実績なし(H27年度末) → 全公園
[中間目標：7公園]
外国人観光客が必要な情報を入手できるよう、スマートフォンで多言語に対応した情報を入手できるシステムと、情報ツールが使用できるWi-Fiスポットなどの環境を整備する。
- 「施設の使いやすさ」に関する満足度「満足・やや満足」の割合：
全公園平均 84%(H25～26年度実績平均) → 90%
[中間目標：87%]

※ 尼崎の森中央緑地：尼崎市地域防災計画における緊急物資受け入れ拠点
淡路佐野運動公園：淡路市地域防災計画における救護施設

第4章 推進施策

施策方針⑨：安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用

阪神・淡路大震災、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、県立都市公園は南海トラフ地震などの災害時に県民の安全な暮らしを支える防災拠点や広域避難地としての役割を担うため、防災機能の拡充や平素からの訓練を実施する。

また、本県が推進する総合治水の流域対策に資する施設整備に取組む。

《基本施策》

三木総合防災公園などの防災拠点としての機能維持と利活用、総合治水の流域対策に資する雨水貯留浸透機能を担う施設整備を推進する。

【県地域防災計画で広域防災拠点に位置づけられている公園】

三木総合防災拠点(全県拠点)、西猪名公園、有馬富士公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園
淡路島公園

【市町の地域防災計画に防災拠点に位置づけられている公園】

尼崎の森中央緑地、赤穂海浜公園、淡路島公園、淡路佐野運動公園

【市町の地域防災計画に広域避難地等に位置づけられている公園】

明石公園、淡路島公園、淡路佐野運動公園

《主な取組》

■防災拠点としての機能維持と利活用

三木総合防災公園～全県拠点としての機能維持、活用～

災害時における全県拠点としての機能維持、平時の広域合同防災訓練などの活用を図る。

尼崎の森中央緑地、淡路佐野運動公園～防災拠点となる施設の整備～

防災拠点としての位置づけのある施設整備の完了を図る。

■流域対策に資する雨水の貯留浸透機能を担う施設整備の推進

各公園～施設の一部改築による貯留容量の確保～

甲山森林公園の甲山なかよし池で余水吐を改築して貯留容量を確保した取組事例を参考とし、公園内施設の活用による流域対策を図る。など



(甲山森林公園)
甲山なかよし池を活用した雨水貯留

甲山なかよし池「雨水貯留施設」

総合治水の取組み

この池は、激しい雨が降った時、雨水を一時的に貯留することができます。
雨水が急激に川へ流れ出るのを防ぐため、下図のような「雨水貯留施設」を設けています。

弱い雨のとき
なかよし池
なかよし池に雨水が貯まって貯留に水路や川に流れ出ます。

強い雨のとき
なかよし池
なかよし池に雨水が貯まって貯留に水路や川に流れ出るのを防ぐことができます。

激しい雨のとき
なかよし池
なかよし池に雨水が貯まって貯留に水路や川に流れ出ます。

雨が降り止んだ後
なかよし池
雨が降り止んだ後は、ゆっくり時間をかけて川に流れ出ます。

◆ 設置目的 周辺地域の浸水防止
◆ 貯留容量 645m³(新たに付加した容量)
◆ 最大貯留水深 20cm

仁川へ
余水吐
なかよし池

問い合わせ先 兵庫県 阪神南県民センター
西宮土木事務所 武庫川対策室
武庫川事業課 (TEL:0798-39-6145)

第4章 推進施策

施策方針⑩：安心地域づくりに役立つ公園づくり

地域の安心感向上、明るく開かれた公園を目指し、犯罪の起きにくい構造や設備、運用の充実により安心な地域づくりに役立つ公園づくりに取組む。

《基本施策》

防犯等の向上に資する施設整備（改善・充実など）、運用を推進する。

《主な取組》

■防犯環境を考慮した設計の導入による安心な公園整備

全公園～犯罪の発生しにくい施設整備の推進～

犯罪の発生しにくい施設を目指し、防犯カメラや非常ベルをはじめとした防犯対策設備の充実などを推進する。

■公園の利用者、地域と連携した防犯対策

全公園～皆で見守る安全な公園づくり～

園内のウォーキングや花づくり活動などを通じた「人の目」や声かけなど、利用者や地域と連携して公園を見守る環境づくりを推進する。など

施策方針⑪：誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

年齢・性別・障害の有無・文化などの違いに関わりなく利用できるよう、バリアフリー化や多言語による情報発信などのユニバーサル化、安心して利用できるよう事故につながるハザードの除去、施設の健全性を確保する巡視や安全点検、改修などを実施し、誰もが楽しく安心して利用できる公園づくりに取組む。

《基本施策》

バリアフリーなどのユニバーサル化、遊具等の安全性を確保する施設整備（改善・充実等）、運用を推進する。

《主な取組》

■公園のユニバーサル化の推進

全公園～ユニバーサル化の推進～

施設のバリアフリー化などの改修、パンフレットや案内看板、ホームページにおけるバリアフリー情報や英語や中国語をはじめ多言語による情報の発信を推進する。

舞子公園～研修会の実施～

外国語ボランティアの接遇向上などのための研修会を開催する。など

■巡視や安全点検の徹底、安全確保の改修等の推進

全公園～計画に基づく適切な補修、更新～

全公園遊具の安全点検、老朽箇所の改修を推進する（「ひょうごインフラメンテナンス 10 箇年計画」に基づく施設の適切な補修、更新の一方で、計画で想定されていない突発的な施設の不具合などについて迅速かつ適切に対処する）。など

テーマV 持続可能なパークマネジメントの推進 (連携とマネジメントシステム等)

県立都市公園の取組を持続・発展させていくため、経済的視点や自然環境への配慮、循環型社会への対応など様々な視点から、多様な主体との連携等の工夫を図り、総合的・長期的に公園づくりを進めるパークマネジメントシステムの構築を目指す。

【パークマネジメントとは…】

未供用の公園も含めたすべての公園を対象に、多くの県民に満足して利用してもらえるよう、「人、資源、資金」を有効に配分し、公園づくりを維持・発展させていくための総合的な視点に基づく発想や取組のこと。

【個別目標】

- ・ ひょうごインフラ・メンテナンス 10箇年計画に基づく点検結果
「要対策(A)」の公園施設における老朽化対策：対策完了率 100%
[中間目標：50%]
- ・ 公園リノベーション計画の策定：実績無し(H27年度末) → 14公園※
(※ 供用後10年以上の公園を対象とし、あわじ石の寝屋緑地は対象外とする)
[中間目標：7公園]
- ・ 「公園の情報発信の充実度」に関する「満足・やや満足」の割合：
全公園平均 62%(H25～26年度実績平均) → 68%
[中間目標：65%]
- ・ 指定管理業務の外部評価の実施公園：6公園(H27年度末実績)→15公園
[中間目標：10公園]

第4章 推進施策

施策方針⑫：効率的な老朽化対策の計画的な推進

将来にわたり安全・安心な公園施設の機能を維持し、県民が安全に利用できるよう、適時適切な修繕などにより長寿命化を図るなど、効果的・効率的な老朽化対策などに取組む。

《基本施策》

老朽化対策などを的確に行うための実施計画の策定と事業管理を推進する。

《主な取組》

■長寿命化を図る対策の指針などの整備

公園施設の長寿命化対策は、整備から維持管理に至るライフサイクル総コストの縮減を目指し、国の関係指針等を活用するとともに、本県のガイドラインの充実を図る。

■計画的かつ的確な老朽化対策の推進

予算の平準化を図るため、「ひょうごインフラメンテナンス 10 箇年計画」（平成 26 年 3 月）に基づき、着実な対策の推進を図る。また、定期的な点検を継続し、劣化状況等の変化を踏まえ対策内容の見直しを実施する。

施策方針⑬：社会変化を踏まえたリノベーション等の推進

少子高齢化、人口減少などの社会状況の変化を踏まえ、個別の施設ばかりでなく、公園全体としてのリノベーションのあり方を検討するなど、県立都市公園が時代の要請に的確に対応し、ストック効果を発現できるようリノベーション等に取組む。

《基本施策》

社会変化を踏まえた整備等の検討を推進する。

《主な取組》

■時代変化に対応したリノベーションの推進

県立都市公園には、開設から時間を経て、施設の老朽化とともにニーズの変化により利用の低迷や効果が薄れている施設もある。このため、リノベーションについては、個々の施設はもとより、公園全体としてのあり方を検討するとともに、県立都市公園全体として、機能拡充、施設の統廃合、仕様・規模の見直し等による施設配置の適正化を図る。また、各公園のリノベーション計画は、施設整備計画とともに、地域との関わり・利活用の方向性を示す利活用計画（パークマネジメントプラン）を併せて策定する。

■未整備区域などの今後のあり方の検討

県立都市公園の都市計画決定後長期未整備区域について、平成 26 年度に丹波並木道中央公園の計画区域の見直しを実施した。今後も必要に応じ事業化の検討、もしくは計画区域の検証を行う。

また、新規の県立都市公園については、既存施設の老朽化対策やリノベーションを優先したうえで、地域の要望やニーズなどを踏まえ、慎重に検討する。

第4章 推進施策

施策方針⑯：施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進

新たな公園の魅力を創出するため、市町や民間企業など多様な主体との連携を深め、効率的・効果的な事業推進に取組む。

《基本施策》

市町立公園、CSR（文化・スポーツ・レクリエーション）施設、港湾緑地等の連携、民間企業との連携を推進する。

《主な取組》

■各種施設との連携による効率化・効能向上

県立都市公園を核とした施設連携による魅力向上

有馬富士公園内の三田市立有馬富士自然学習センター、赤穂海浜公園内の赤穂市立海洋科学館などの市町施設、都市公園と港湾緑地が一体的に百年の森づくりを進める尼崎の森中央緑地など、他の施設との連携を進めている。今後も引き続き、情報発信やイベントの合同開催などにより、連携を深め相互の魅力向上と効率化を図る。

テーマ型広域ネットワークによる魅力向上

明石海峡大橋と舞子公園を会場とし、本州四国連絡高速道路(株)、兵庫県、徳島県、関係市等が連携協力した海上ウォークイベント、県立人と自然の博物館と新しい里山のモデルとなる有馬富士公園、伝統的な里山管理を実践する一庫公園などの特徴を生かした生物多様性をはじめとする講座などイベントの展開など、各種団体もしくは広域的に施設が連携し地域の魅力を向上させる取組を推進する。

■民間等との連携

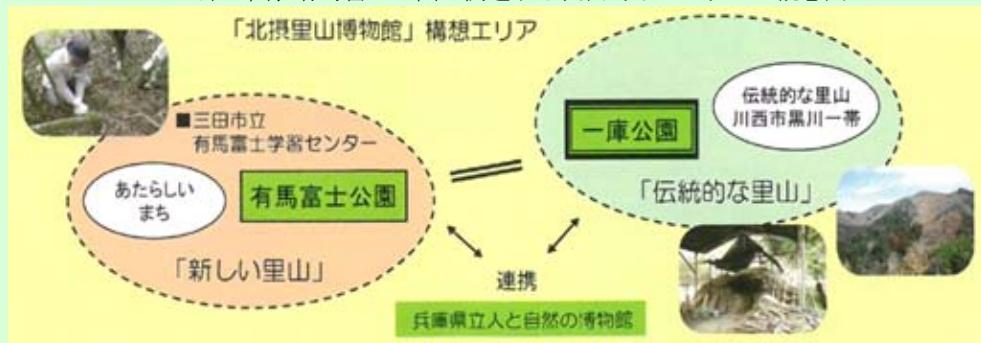
県立都市公園では、尼崎の森中央緑地スポーツの森のPFIなど、民間活力を導入し、きめ細やかなサービスによる安定した運営が行われている。

今後も、県立都市公園の利用者サービス向上を図るため、民間企業やNPO法人など多様な主体と連携した事業や、新たな活用を掘り起こす企画提案募集、社会実験などを実施する。

また、実施結果を分析、評価し、連携方法の見直しを図る。

【参考】「生物多様性ひとくらパーク戦略」(平成24年4月～)などによる連携の取組み

一庫公園、有馬富士公園に関連する代表的なスポットの概念図



出典) 生物多様性ひとくらパーク戦略(兵庫県立一庫公園管理運営協議会、平成24年4月発行)

第4章 推進施策

施策方針⑯：より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫

有能な指定管理者の確保、県民やNPO、民間企業など多様な主体によるソフトプログラムなどのサービス実施、人材育成や新たな財源確保など、より良いサービスを提供する管理運営体制の工夫に取組む。

《基本施策》

指定管理者制度の内容改善、人材育成、管理運営協議会、新たな財源確保などの取組を推進する。

《主な取組》

■有能な指定管理者の確保の仕組み

指定管理者の選定条件に、従前の実績等の条件だけでなく、公園管理運営士などの有資格者の配置など新たな選定条件を盛り込むなど、一定水準の知能・技術・能力を持つ有能な指定管理者の確保を図る仕組みの検討、実施に努めていく。

■サービス向上のための管理運営での連携

県立都市公園をはじめ、フラワーセンター等の花緑施設の運営、花と緑のまちづくりセンターを拠点とした研究調査、まちなみガーデンショーや園芸相談・教室等の普及啓発、花緑活動団体の支援などの取組や、公園の管理運営のノウハウを有する(公財)兵庫県園芸・公園協会や、スポーツ大会誘致や健康づくり催事運営などのノウハウを有するスポーツ団体等との連携によるサービスの向上を図る。

■県立淡路景観園芸学校の取組

県立淡路景観園芸学校は、全国初の景観園芸の教育研究機関として平成11年に開設し、これまで景観園芸専門課程や園芸療法課程など専門知識を有する人材育成、まちづくりガーデナーコースなどにより県民の花と緑のまちづくりの担い手養成等に努めてきた。開校から15年以上を経過、これまでの取組と社会変化を踏まえ、学校の独自性を更に高める取組により、今後も、国際的な技術交流の取組をはじめ、県立都市公園でのフィールドワークやパークマネジメントの実践による時代に則した人材の養成、公園緑地行政の課題に対応した調査研究など、景観園芸をリードする教育研究機関として、県立都市公園と連携を深め、時代をリードする役割を担う。

■パークマネジメントを担う行政の人材の育成

行政職員の人材育成の取組

都市公園に求められるニーズや対応が多様化する一方で、公園に関する行政職員は減少しており、県立都市公園のストックを生かし、サービスを向上させるには、行政職員の専門的技術と知識、近年ではパークマネジメント能力が不可欠であり、研修やジョブローテーションなど行政内での人材育成をはじめ、淡路景観園芸学校や人と自然の博物館の教育研究機関などと連携し、専門性や実践力を有する人材育成を図っていく。

パークマネジメントモデル公園の検討

淡路景観園芸学校等と連携・協働し、公園に携わる職員の専門性を高めるとともに、県立都市公園の新たな運営モデルを作るための社会実験やモデルプログラムの実践・検証フィールドとなるパークマネジメントモデル公園の検討を進める。

第4章 推進施策

■管理運営協議会の取組

県民の参画と協働による利活用の推進を目的として、現在、有馬富士公園をはじめ8公園で、地域住民や学識経験者等で構成する管理運営協議会を設置し、住民活動グループによる自主企画プログラムや合同イベントの開催など利活用推進の原動力となっている。引き続き、各公園の管理運営協議会での魅力向上の検討、実践に努めていく。

■企業寄付金活用などサービス向上のための自主財源確保の検討

公園の魅力アップやスポーツ等の大会運営、サービス施設の拡充等に資するため、ネーミングライツ、広告掲出による収入を活用する他、企業寄付金等の社会貢献制度の活用などの工夫を検討する。

・ネーミングライツ収入の活用事例

三木総合防災公園：ビーンズドームでのジュニア育成、国際大会開催

明石公園：有名選手による野球教室の開催、ドライミスト設置 など



(三木総合防災公園)
ビーンズドームでのジュニア育成



(明石公園)
第1野球場のドライミスト

■指定管理者のインセンティブ導入などによるサービス向上の工夫

公園の運動施設や駐車場など有料施設の運営に指定管理者のインセンティブ導入を検討し、利用時間の柔軟化など利用者サービスの向上や混雑対策等を図るとともに、利用増に伴う料金収入増を公園の利用サービス向上に還元していく。

また、指定管理者が行うイベントでの出店料の確保を拡大し、次のイベント経費、新たな公園サービスへの還元を図るなどの工夫を検討する。

・インセンティブ導入の施設(平成28年度より実施)

三木総合防災公園等の運動施設、明石公園の駐車場

など

■効率的なパークマネジメントのための新技術の活用

維持管理での施設点検について、従前は高所作業車や足場などを必要としていた高所箇所の点検業務に、ドローンを活用する等、新技術導入の検討、実施により効率化に努めていく。

■社会変化を踏まえたメリハリのある維持管理の工夫

財政的制約の中、自主財源の確保などに努めるとともに、維持管理内容についても、全公園施設を一律の水準で維持管理するのではなく、各公園の特性や利用状況を踏まえ、植栽管理等の工夫を図る。例えば、一部の芝生広場では、従来の刈込重視の管理から昆虫などに触ることができるよう自然に近い草原型の管理手法を導入する。

第4章 推進施策

施策方針⑯：県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫

多くの県民が県立都市公園に関わり、県民に愛されて何度も訪れたくなる公園となるよう、県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫に取組む。

《基本施策》

地域の催事、手作りイベント、緑花ボランティアなど、公園での県民の参画と協働の活動の仕組みづくりを推進する。

《主な取組》

■公園を舞台とした参画と協働の活動の総合的な仕組みづくりの推進

仕組みづくり(活動団体などの取組との連携)

活動しやすい県立都市公園とするため、パークコーディネーターの配置に努める。それにより、公園や学校などで花緑活動に取組む市民団体、大学のサークル、高校など団体との連携による合同イベントの開催など、県立都市公園を舞台にした参画と協働による活動の継続、発展を図る。

場所づくり(新たな活動の空間等の創出)

有馬富士公園の「夢プログラム」などをもとに、公園での県民の自主企画運営プログラムやイベントなどの提案募集を拡大する。また施策方針とする子育て世代の交流、健康づくりや環境学習などの活動を展開できる施設整備や空間確保に努める。さらに公園のホームページ等での活動紹介や参加者募集など情報発信を強化し、参画団体の意識醸成を図る。

人づくり(活動者の育成・拡大)

尼崎の森中央緑地の「森のピクニック」など活動団体による合同イベント、人と自然の博物館の「共生のひろば」など活動発表による情報交換や交流を行う催しなどをモデルに、活動者、活動団体間のコミュニケーションとネットワーク形成を促す取組を進める。

また、県立都市公園での活動を通じ、参加者自らがゲストではなくホストとなり活動するよう、リーダー養成講座などにより、活動の中心となる人材の養成を図る。

■公園の利活用、整備等の企画等への参画の推進

県民の参画と協働による利活用の推進を目的として、地域住民や学識経験者等で構成する管理運営協議会や、公園を舞台にした各種ワークショップの開催など、公園づくりへ参画する機会の拡大を図るとともに、主体的な活動が広がるようにワークショップの方法を用いるなど工夫に努める。

など

【参考】有馬富士公園における夢プログラム実践と住民の意識変化

有馬富士公園における住民参画のしくみとして「夢プログラム」がある。住民グループが企画・運営するプログラムで施設側は広報、場所提供的などでサポートする。資金的援助はしていない。プログラムの内容は多種多様で自然観察、クラフト、棚田で米作りなどから合唱やハワイアンダンスなど踊りまで住民の豊かな発想で公園を活用して来園者をもてなしている。今年で10年になる現在は約30のグループが夢プログラムを実施している。

このようなプログラムを実施しているグループのリーダーに調査をしたところ、「公園を自分たちの財産だと思う」「参加者に喜んでもらえる」「夢プログラムの実施を通じて公園の環境が良くなるように努力する」といった意識を持っていることがわかった。このような目的意識は、利用者というよりは公園運営の担い手としてのものである。また、大変ではないかと思われる「住民グループによる自主企画・運営」というしくみが重要だという認識もある。夢プログラムの実践を通じて得たものがこのような意識に導いたと考えられる。多少、時間はかかるても、自発的に住民がゲストからホストに変化することは重要なプロセスである。

(出典) これからの都市公園のマネジメント～ひょうごからの提案～
(兵庫県立都市公園の今後のあり方に関する研究会、平成23年8月)

第4章 推進施策

施策方針⑯：効果的な広報の推進

県立都市公園の一層の利活用に向けた取組の一環として、広く県民に向けた都市公園の魅力や取組の発信、施設利用情報やソフトプログラムの情報発信など、多様な手段による広報を展開し、効率的・効果的な広報の推進に取組む。

《基本施策》

多様な媒体、主体等との連携による広報、情報発信などを推進する。

《主な取組》

■時代に応じた手法を活用した広報

従来の紙媒体、ホームページ、メディアでの情報発信に加え、スマートフォンの普及などを踏まえて、時代に応じた効果的な広報ツールを活用したイベント告知等、情報発信手法の工夫、充実を図っていく。

■多様な媒体、主体、地域等の連携による広報

公園のイベントや取組などを、県の広報媒体だけでなく、関係市町や関係団体の広報媒体での発信に努める。

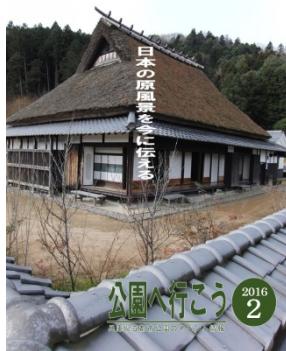
また、広報紙・チラシ配布やポスター等の掲示は、関係市町施設や、観光部局、環境部局、農林水産部局などの関連施設との広報連携を図る。

さらに、鉄道会社などとも連携したハイキングイベント等の広報など、多様な団体等との連携を図るとともに、パブリシティ活動による新聞、TV、雑誌等メディアでの発信にも努めていく。

■効果的な情報発信

県民へ情報発信については、一般的なイベント開催情報、利用情報のほか、小学生を対象にした環境学習など、対象者を踏まえた、発信内容、発信方法を工夫する。

また、近年のインバウンドの増加を踏まえたホームページの多言語対応、現地での案内サイン等の多言語表示の拡充などを図る。



月刊広報誌「公園へ行こう」
(県立都市公園の紹介、プログラムなどを紹介)

(尼崎の森中央緑地)
300人の昆虫大検査線チラシ

■都市公園の取組・ストック効果の情報発信

県立都市公園への県民理解を深めるため、例えば、三木総合防災公園の防災上の役割や、尼崎の森中央緑地での製鉄所跡地での百年の森づくりや生物多様性による自然再生による取組など、都市公園の社会インフラ、グリーンインフラとしてのストック効果などについて積極的に情報発信する。など

施策方針⑯：公園づくりの評価等の推進

地域に求められる様々なニーズに対応し、地域創生に資する魅力ある公園づくりを進めるため、取組に対するP D C Aサイクルの徹底など、評価システムを強化し、効率的かつ効果的な公園づくりに取組む。

《基本施策》

県立都市公園に求められるニーズを的確に把握するとともに、各公園の取組に対するP D C Aサイクルを徹底し、成果の反映と課題への迅速な対応に努め、魅力ある公園づくりを推進する。

《主な取組》

■利用者ニーズ把握と分析の推進

指定管理者が実施する定期的な利用者実態調査や満足度調査、イベント時のアンケートに加え、県独自のアンケートや学校、活動団体への調査など、多角的に利用者の声・ニーズを把握、分析する。その分析結果を各公園の管理運営協議会等で検討し、指定管理水準、施設改良などに反映する。

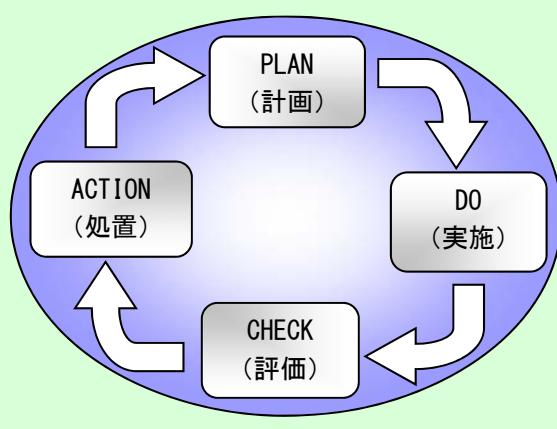
■公園の評価システムの強化と魅力向上への反映の推進

公園整備事業について、新規事業評価などの公共事業等評価を導入してきており、施設整備の必要性、効果などを踏まえ、適切な事業実施に努めていく。

また、県立都市公園の管理運営は、指定管理者のP D C Aサイクルによる自己評価をもとに、行政が評価の確認を行っている。このP D C Aサイクルに対し、外部有識者による評価を導入し、サイクルの徹底、特に評価(Check)・処置(Action)を強化し、その成果・課題を踏まえた次回指定管理水準の見直しなど、公園の管理運営の向上につなげる。

本基本計画については、各公園の評価を踏まえ、概ね5年ごとに取組状況を評価し、その成果をもとに計画の見直しを行うなど、持続的に魅力ある公園づくりを進めて行く。

【参考】



PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (処置) の4つの段階で構成されており、組織での業務や管理活動を行う際、最初に計画を立て、その計画に沿って実施し、実施した結果を評価する。そして評価した後に、計画と実施結果に差異が認められたならば、目標や進め方などを改善するなどの処置を取り、次の活動に備える事が基本的な進め方である。

資料編

資－1 県立都市公園におけるこれまでの取組

1. 兵庫県広域緑地計画（平成8年3月策定）以降の県立都市公園の取組状況

- ・ 広域緑地計画は、主として都市地域における緑地の保全と創出のための総合的な計画として、県立都市公園などの整備を含め、下記の目標等を掲げていた。

(基本目標)

- ・ 県民参加・交流によるいのちのみどり、こころのみどりの創造と活用

(目標水準)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ・ 21世紀初頭の都市公園整備目標水準 | 20m ² /人以上 |
| ・ 市街地の緑地確保目標水準 | 市街地面積の30%以上 |

(取組状況)

- ・ 都市環境の向上、自然環境保全、多様なレクレーションや防災機能を担う、都市の緑とオープンスペースとして、都市部の都市公園面積を、市町立都市公園も含め、欧米並の水準である一人当たり都市公園面積20m²以上をめざして、広域的視点で県立都市公園整備を推進した。平成10年7月に一庫公園（川西市）、平成13年4月に有馬富士公園（三田市）、平成19年10月に丹波並木道中央公園（篠山市）、平成18年5月に尼崎の森中央緑地（尼崎市）などの公園を新規開園してきた。また、赤穂海浜公園（赤穂市）、西猪名公園（川西市・伊丹市）、甲山森林公園（西宮市）、播磨中央公園（加東市）などでも追加開園してきた。

これらの整備で、平成25年度末時点で、県立都市公園面積は1,086.ha（平成7年度末668.3ha）、市町立都市公園面積を含めると6,688.3ha（平成7年度末4,536.7ha）となり全国第2位の面積を有し、一人当たり都市公園面積は12.4m²（平成7年度末8.9m²）で全国平均10m²を超える水準となっており、様々な利用がなされている。なお、都市公園以外の類似の港湾緑地や児童遊園等を含めると、一人あたり公園等面積は17.5m²となっている。

- ・ また、都市公園の整備や県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業等の参画と協働の取組も相まって、県内の市街地（市街化区域）の緑地面積割合は、30.6%（平成25年度末）となっている。
- ・ 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、県の広域防災拠点ネットワークの中核施設として、三木総合防災公園の整備を進め、震災から10年にあたる平成17年に一部供用開始、その後も順次整備し、平成22年5月には全面開園している。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県からの救援物資の配達拠点として、平成26年の丹波市等の台風災害時などの被災地への物資搬送など、防災拠点として機能を発揮している。

また、市町の都市公園でも神戸市、宝塚市などで防災公園の整備が進められてきており、防災力の向上が図られてきている。

2. 県立都市公園の整備・管理運営の基本方針(平成 18 年3月策定)以降の県立都市公園の取組状況

- ・ 本計画では、県立都市公園の整備・管理運営について下記の目標等を掲げていた。

時代の変化や県政の目標を背景に、現況課題に対応するため、「つくる」から「つかう」へをテーマに、県立都市公園の整備・管理運営についての目標と方針を掲げていた。

(4つの目標、14の方針)

I 安全・安心の地域づくりの拠点

- ① 安全な暮らしを支える防災公園の整備
- ② 安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ③ 誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

II 自然環境を守る等、地域に役立つ公園

- ④ 地域の自然環境を守り・育む場としての公園の整備
- ⑤ 地域の活性化をもたらす公園の整備
- ⑥ 地域文化を保全・継承し、創造する拠点

III 県民と共に育てる魅力ある公園

- ⑦ 利用者のニーズへの対応と、新たな公園利用の提案
- ⑧ 個性的で魅力的な公園づくり
- ⑨ 県民の参画と協働の舞台として活用

IV パークマネジメントの推進

- ⑩ 総合的な公園監理システムの構築
- ⑪ 効率的・効果的な事業推進
- ⑫ より良いサービスを提供する管理運営体制
- ⑬ 効果的な広報の推進
- ⑭ 未整備地域、未供用区域の今後のあり方の検討

(取組状況)

I 安全・安心の地域づくりの拠点について

- ・ 安全な暮らしを支える防災公園の整備では、三木総合防災公園の整備、活用をはじめ、播磨中央公園や西猪名公園、赤穂海浜公園、淡路島公園は広域防災拠点と位置づけており、市町立都市公園などの地域防災拠点等と防災ネットワークを構築し、災害時等の各機能を担っている。
- ・ 安心地域づくりにおいては、公園内の植栽の剪定等による見通しの確保や、防犯カメラ等の設置を図ってきている。
- ・ 安心して利用できる公園づくりにおいては、各公園での遊具等の安全点検や改修、駐車場やトイレのバリアフリー化の改修整備、明石公園サービスセンターなどでは授乳空間の整備等を実施してきた。

II 自然環境を守るなど、地域に役立つ公園について

- ・ 地域の自然環境を守り・育む場としての公園の整備については、あわじ石の寝屋緑地（平成 27 年 4 月開園）などの自然環境保全型公園整備、尼崎の森中央緑地（平成 18 年 5 月第 1 期開園）などの生物多様性の緑の創出型公園整備の他、各公園での環境学習プログラムの実施、丹波並木道中央公園での製材所などでの園内発生間伐材の活用、三木総合防災公園などでの太陽光発電など自然エネルギーの活用を実施してきた。
- ・ 地域の活性化をもたらす公園の整備については、整備された芝生広場等を会場に、丹波並木道中央公園での並木道まつり、三木総合防災公園における「みっきい夏まつり」、赤穂海浜公園における「市民の夕べ」などに活用してきた。
- ・ 地域文化を保全・継承し、創造する拠点については、舞子公園での旧木下家住宅（平成 18 年度から保存修理、平成 21 年 10 月供用）、旧武藤山治邸（平成 19 年度

から保存修理、平成 22 年 11 月供用) の保全活用、明石公園等で薪能等の伝統芸能を行うため、組立て式能舞台の整備活用、丹波並木道中央公園での茅葺き民家・灰屋・棚田等の整備による里山農体験などを実施してきた。

III 県民と共に育てる魅力ある公園について

- ・利用者のニーズへの対応と新たな公園利用の提案については、公園内に意見箱、イベント時のアンケートを指定管理者を通じ実施、意見内容を踏まえ管理運営に反映しており、淡路佐野運動公園では、高齢者や児童を対象とした運動プログラムを実施するなどしている。
- ・個性的で魅力的な公園づくりでは、淡路佐野運動公園での全日本少年硬式野球全日本ジュニア選手権大会など公式野球大会、三木総合防災公園での国際テニス大会の会場や世界に羽ばたくジュニア育成事業、明石公園での全国高等学校軟式野球大会、灘山緑地等で構成する淡路夢舞台で、夢舞台温室などの施設と連携した淡路花博 2015 花みどりフェアの開催などを実施している。また、尼崎の森中央緑地及び丹波並木道中央公園での昆虫大捜査線、淡路島公園での星の観察会、有馬富士公園での「風のミュージアム」やクリスマスイルミネーションなど、各公園の特徴を生かした活用を進めている。
- ・県民の参画と協働の舞台として活用では、有馬富士公園運営・計画協議会の夢プログラムの実施、播磨中央公園での管理運営協議会の夢企画等の実施、尼崎の森中央緑地での森の会議メンバーによるプログラムなどの取組が実施されている。一庫公園での炭焼きなど住民団体の活動が継続されている。また、尼崎の森中央緑地での住民や産官学が連携した森づくり、丹波並木道中央公園での企業 CSR 活動と連携した森づくりなどが進んでいる。

IV パークマネジメントの推進について

- ・総合的な公園監理システムの構築については、公園整備事業について、公共事業評価（新規事業評価、継続事業評価、事後評価）を導入しており、指定管理者の管理運営については、指定管理者を公募する年度に、外部有識者による現指定管理者の評価を行ってきている。
- ・効率的・効果的な事業推進においては、尼崎の森中央緑地では、スポーツの森の整備運営に PFI を導入しており、また、港湾緑地や県民・市・企業等と一体になり森づくりを実施している。
- ・より良いサービスを提供する管理運営体制については、管理運営業務で指定管理制度を導入するとともに公募更新の際に、公園の魅力向上の管理運営での企画提案などを求める他、外部有識者による現指定管理者の評価を行ってきている。現地での迅速対応を要す小規模な修繕等は指定管理者による実施を可能としており、また、県立淡路景観園芸学校では景観園芸の専門課程などにより人材育成に取組んでいる。
- ・効果的な広報の推進では、公園管理者及び指定管理者において各公園の施設内容、アクセス、イベント情報などを「公園へ行こう」というホームページやリーフレット等で情報発信するとともに、イベントの開催等では関係市町や団体等の広報媒体との連携を図り広報に努めている。また、尼崎の森中央緑地や有馬富士公園などでは、子ども向けの副読本などを作成し、広報対象に応じた工夫に努めている。
- ・未整備地域、未供用区域の今後のあり方及び利活用方策の検討では、社会変化を注視しながら、継続的に整備のあり方を検討してきている。都市計画公園の長期未整備箇所については、平成 25 年度に検証を行い、必要性等が変化した丹波並木道中央公園の未整備区域を平成 26 年度に都市計画変更したところである。

資料-2 県立都市公園の概要（平成28年3月末時点）¹

図 県立都市公園等の分布（再掲）

¹各公園説明冒頭には、各公園の特徴を表すキーワード「歴史文化拠点」「観光交流拠点」「スポーツ拠点」「環境保全拠点」「環境学習拠点」「広域防災拠点」「地域防災拠点」を表示している。

① 明石公園

歴史文化拠点 觀光交流拠点 スポーツ拠点

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 54.8ha

概要

明石公園は、明治 16 年に民営明石公園として開設されたが、明治 31 年に御料地編入により廃園となった。大正 7 年に中央の城址一帯を借り受け、再び県立公園として開設した。昭和 4 年に御料地全域の払下げを受け、昭和 7 年に現在の 54.8ha を開設したのち、戦後、運動施設等が整備され現在に至る。

明石公園は、城跡のほぼ全域を公園化したもので、国指定重要文化財である巽・坤櫓や石垣、堀などの遺構を保全しているほか、約 200 種類にも及ぶ樹木、アオバズク等、都会では希な野鳥、ヤマトタマムシ等の昆虫も多く見られる。

「日本の都市公園 100 選」、「日本さくら名所 100 選」、「日本 100 名城」、「日本の歴史公園 100 選」に名を連ねる兵庫県を代表する都市公園である。

■ 主な経緯

大正 7 年 4 月 15 日 当初開園(9.9ha)（以降、順次開園）

昭和 7 年 4 月 追加開園(直近)(昭和の拡張 54.8ha)：野球場 等

平成 16 年 9 月 30 日 国指定史跡へ指定(剛の池を含む南半分 27.4ha)

■ 主な施設

明石城（巽櫓、坤櫓）、花と緑のまちづくりセンター、明石城武蔵の庭園、野球場（第 1、第 2）、陸上競技場、テニスコート、球技場、自転車競技場、ローンボウルスコート、子どもの村、こども広場、サービスセンター、駐車場



明石城と桜



明石城武蔵の庭園



園内イベント



野球大会(第 1 野球場)

② 甲山森林公園

環境保全拠点 環境学習拠点 子育て支援拠点

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 83.0ha

■ 概要

甲山森林公園は、「明治 100 年記念」、「兵庫県政 100 年」の記念公園として、六甲山の東端の甲山一帯の緑豊かな地に昭和 45 年に開設した広域公園である。

昭和天皇在位 60 年記念公園として、自然環境の保全と豊かな自然のなかでの健康づくりを目指し区域を拡張した。

都市公園等整備 5 箇年計画に先立ち整備した広域公園であるが、高度成長期にあって、都市域の自然環境保全を第 1 に全体の 85% を自然樹林として保全した先駆的な公園である。

■ 主な経緯

昭和 45 年 11 月 10 日 当初開園(57.6ha)

(以降、順次開園)

平成 15 年 5 月 20 日 追加開園(直近)(83.0ha) : なかよし池 等

■ 主な施設

シンボルゾーン(記念モニュメント、噴水、彫刻、レストハウス)、修景池
自由広場(2か所)、芝生広場(3か所)、野外ステージ、花時計、パイプアーチ橋
ハイキングコース、県民の森(つつじ園、展望休憩舎、芝生広場)など



彫刻の道より甲山、愛の像を望む



森のようちえん



展望台からの眺望

③ 播磨中央公園

環境保全拠点 環境学習拠点 広域防災拠点(県)

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 181.7ha

■ 概要

播磨中央公園は、国の都市公園等整備五箇年計画の制定を受け、東播磨地域北部の広域レクリエーション需要を担い、中国自動車道沿線の秩序ある開発を促すため、滝野町（現加東市）の五峰山山麓の丘陵地に開設した。

当時東洋一といわれた野外ステージ、各種運動施設、さいくるらんど、ばら園、桜の園、様々な遊具からなる子供の森など、多種多様な施設をもつ広域公園である。

■ 主な経緯

昭和 53 年 8 月 5 日 当初開園(30.0ha)：野外ステージ、芝生広場 等
(以降、順次開園)

平成 17 年 3 月 21 日 追加開園(直近)(181.7ha)：西エントランス広場 等

■ 主な施設

芝生広場、四季の庭、桜の園、野外ステージ、野球場、球技場、テニスコート
アーチェリー場、子どもの森、さいくるらんど、子どもの小川、自然散策ゾーン
駐車場



ばら園



子どもの小川



野外ステージ(はりちゅうまつり)



さくらまつり

④ 淡路島公園

環境保全拠点 環境学習拠点 観光交流拠点 広域防災拠点(県)

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 134.8ha

■ 概要

明石海峡を望む淡路島北端の丘陵地に、豊かな自然環境とすばらしい眺望を生かし整備した広域公園。大阪湾から明石海峡まで見渡せる絶好の場所にある展望広場、関西では初めての高速道路と公園が一体的に利用できる「ハイウェイオアシス」を設置した。

園内の交流ゾーンには、大芝生広場や水の遊び場、木の遊び場、石の遊び場、大型スライダーなどスケールの大きな子供の遊び場を設けており、親子、家族の賑わいの場となっている。

■ 主な経緯

昭和 60 年 4 月 21 日 当初開園(12.9ha)：展望広場、林間遊歩道、駐車場
(以降、順次開園)

平成 23 年 4 月 29 日 追加開園(直近)(134.8ha)：草原と花のゾーン

■ 主な施設

ハイウェイオアシス、花の谷、アジサイの谷、展望広場、ふわふわドーム、ローラースライダー、水の遊び場、大きな芝生広場、草原と花の広場、展望デッキ、駐車場



花の谷



水の遊び場



大きな芝生広場



ふわふわドーム

⑤ 赤穂海浜公園

観光交流拠点 広域防災拠点(県)

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 71.7ha

■ 概要

赤穂市には、“赤穂義士と塩の町”として、赤穂城址をはじめ、今なお多くの製塩の歴史を伝える文化遺産が、残されている。赤穂海浜公園は、その沿岸部の塩田跡地に造られた広域公園である。西は千種川、南は瀬戸内海国立公園に隣接し、海岸は春から夏にかけて潮干狩や海水浴で賑わう。

公園の中央に 9.2ha の人口海水湖、「赤湖・白湖」を配置し、遊園地「わくわくランド」テニスコート、オートキャンプ場、テニスコート等の施設のほか、赤穂の特色を生かした揚浜式から流下式塩田を復元し、伝統的製塩を行う「塩の国」を整備している。

■ 主な経緯

昭和 62 年 7 月 25 日 当初開園(30.0ha)

(以降、順次開園)

平成 9 年 4 月 1 日 追加開園(直近)(71.7ha)：オートキャンプ場

■ 主な施設

わんぱく広場、テニスコート、オートキャンプ場、塩の国、赤湖・白湖
遊園地、駐車場



塩の国



わんぱく広場



オートキャンプ場



わくわくランド(遊園地)

⑥ 一庫公園

歴史文化拠点 觀光交流拠点 環境保全拠点 環境学習拠点

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 48.2ha

■ 概要

川西市は、一庫ダム建設に併せ、一庫公園区域に民間資本による休暇村を計画したが、周辺一帯は良好な自然が残り、近郊緑地保全地区等に指定されていたため、開発計画を断念し、県が要請を受け、阪神間2箇所目の広域公園として整備した。

公園周辺は、茶道用菊炭の生産が続けられる生きた里山であり、平成18年に環境省の里地里山保全再生モデル事業実施地域に認定されるなど、日本一の里山と称されている。園内のネイチャーセンターでは、里山の生き物や生態が学べるほか、炭窯が整備され、参画と協働によりクヌギ林の輪伐による維持と伝統的な菊炭の生産が続けられているユニークな公園である。

■ 主な経緯

平成10年7月29日 当初開園(48.2ha)：山のゾーン25haは暫定供用

平成14年4月 全面供用：山のゾーン(自然散策路等)

■ 主な施設

ネイチャーセンター(北摂里山博物館ビジターセンター)、自然観察の森
湖畔の道、森の広場、見晴らしの丘、森の遊び場、丘の流れ、駐車場



丘の流れ



森の広場



自然観察路



炭焼窯

⑦ 有馬富士公園

歴史文化拠点 環境保全拠点 環境学習拠点 地域防災拠点(県)

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 178. 2ha

■ 概要

有馬富士公園は、古くから景勝の地として知られ、豊かな自然環境を残す有馬富士と福島大池一帯にあり、阪神間3箇所目の広域公園として整備した。園内には、里山をはじめ、棚田、湿地等を保全し、大規模な子供の遊び場「あそびの王国」や、風のミュージアム、三田市立「自然学習センター」がある。

当公園は、開設当時から県立人と自然の博物館と連携し、参画と協働による公園運営に取組み、住民参加型のモデル公園として全国的に知られる公園となっている。

■ 主な経緯

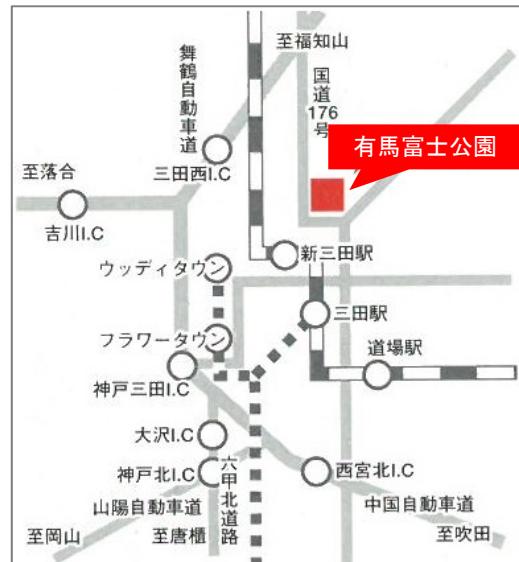
平成13年4月29日 当初開園(65.5ha)：出会いのゾーン

平成17年10月30日 全国育樹祭

平成23年3月10日 追加開園(直近)(178.2ha)：休養ゾーン(自然樹林等)

■ 主な施設

パークセンター、ガーデン階段、棚田、里山、かやぶき民家、あそびの王国
芝生広場、大芝生広場、ビオトープ池、ピクニック広場、展望デッキ、駐車場
有馬富士自然学習センター(三田市立)



遊びの王国



「風のミュージアム」



夢プログラム(稲刈り体験)



夢プログラム(天文クラブ)

⑧ 三木総合防災公園

広域防災拠点（全県拠点） スポーツ拠点 観光交流拠点

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 202.4ha

■ 概要

三木総合防災公園は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、兵庫県の人口重心に位置し、全県域の防災拠点となる広域公園。

災害時は、隣接する広域防災センターと一体的に県全体をカバーする広域防災拠点となる。管理運営面でも、非常時に備え、公園の職員が防災センター職員を兼務しており、指揮系統の統一、迅速な用途転換を可能にしている。

これまで県内の災害はもとより、東日本大震災をはじめ、国内外の大規模災害発生時に備蓄物資の供出を行っている。

平時は、世界最大規模の屋内テニスセンターであるビーンズドームや第1種 公認陸上競技場など、県民のスポーツ・レクリエーションの拠点として、国際レベル・全国レベルのスポーツ大会が開催されている。

■ 主な経緯

平成 17 年 8 月 6 日 当初開園(36.9ha)：野球場 等
(以降、順次開園)

平成 22 年 5 月 23 日 追加開園(直近)(202.4ha)：自然体験の森ゾーン 等

■ 主な施設

屋内テニス場、球技場、陸上競技場、第2陸上競技場、野球場、屋外テニスコート、グラウンドゴルフ場、中央芝生広場、西芝生広場、桜の広場、遊戯広場、展望広場、駐車場



救援物資仕分け(東日本大震災)



備蓄物資



屋内テニス場



陸上競技場

⑨ 丹波並木道中央公園

歷史文化拠点 環境保全拠点 環境學習拠点

- | | | |
|---|------|---------|
| ■ | 公園種別 | 廣域公園 |
| ■ | 開園面積 | 70. 9ha |
| ■ | 概要 | |

丹波並木道中央公園は、人と自然と文化が調和した地域づくりを目指す「丹波の森構想」の中核拠点として、みんなでつくり、育てる公園をテーマに参画と協働により、計画・整備した広域公園である。

園内には、棚田が残り、赤米や黒豆の栽培、茅葺民家、地域の伝統的な灰屋（はんや）を再現し、丹波地域の農産村の体験できる。また区域の65%がスギ・ヒノキ人工林であることから、公園内に製材所を設け、園内間伐材を資源とした遊具、ベンチの製作や木工教室を開催するづくりを進めている。

■ 主な経緯

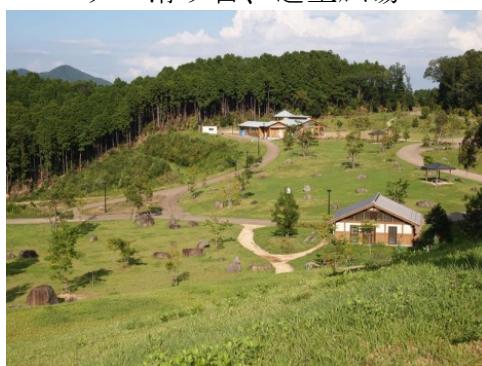
平成 19 年 10 月 14 日 当初開園(49.5ha)

平成 22 年 3 月 28 日 全面開園(70.9ha)

■ 主な施設

森林活動センター（製材所）、茅葺民家、棚田、灰家（はんや）

ローラー滑り台、芝生広場



全景



茅葺民家



田植え体験



製材所

⑩ 淡路佐野運動公園

スポーツ拠点 地域防災拠点(淡路市：広域避難地、救護施設)

- 公園種別 運動公園
- 開園面積 29.5ha
- 概要

淡路市佐野新島に整備された、県立都市公園として唯一の運動公園である。

淡路島公園を補完する淡路地域のスポーツ・レクリエーションの拠点として、野球場、サッカー場を整備しており、多目的グラウンドを合わせると全国最大級の8面で少年野球の開催可能な少年野球のメッカとなっている。サッカーでは2002年の『FIFAワールドカップ』でイングランドチームのキャンプ地として注目を集めた。平成28年度に、屋内練習場の整備に着手し(H30完成予定)、地域の防災力の向上はもちろん、練習拠点、スポーツ合宿等を通じ、地域間交流及び地域活性化の核となる公園づくりを進めている。



■ 主な経緯

平成15年5月3日 当初開園 (29.5ha)

平成23年5月21日 第2多目的グラウンド供用開始

■ 主な施設

野球場(第1、第2)、サッカー場(第1、第2、第3)、多目的グラウンド、第2多目的グラウンド、クラブハウス、駐車場



航空写真



サッカー教室



野球教室



ヨガ教室

⑪ 西猪名公園

スポーツ拠点 環境保全拠点 環境学習拠点 広域防災拠点(県)

■ 公園種別 地区公園

■ 開園面積 6.0ha

■ 概要

西猪名公園は、JR 北伊丹駅前に位置し、伊丹空港周辺の環境整備のため、国が取得した土地を県が借り受け、県立都市公園として整備した地区公園である。

園内には、夜間照明を備えた球技場やテニスコートのほか、夏場に水遊びができるウォーターランドがあり、休養やスポーツの場として多くの人々が利用している。



■ 主な経緯

昭和 57 年 4 月 8 日 当初開園(2.8ha) : 球技場、テニスコート、サービスセンター 等

(以降、順次開園)

平成 11 年 1 月 20 日 追加開園(直近)(6.0ha) : 駐車場

■ 主な施設

ウォーターランド、テニスコート、球技場



ウォーターランド



テニスコート



桜並木



球技場

⑫ 舞子公園

歴史文化拠点 觀光交流拠点 環境保全拠点

■ 公園種別 特殊公園（風致公園）

■ 開園面積 7.8ha

■ 概要

舞子公園は、太政官布達第16号に基づく地盤国有公園として明治33年（1900年）に開設した県立都市公園第1号である。

舞子海岸は、明石海峡を望む白砂青松の景勝地として旅館、別荘が建ち並び賑わいを見せたが、戦後の都市化により往事の賑わいは失われ、公園の松林にのみ面影を残していた。しかし、明石海峡大橋の開通を機に大幅に区域を見直し、雄大な海峡風景を望む21世紀の兵庫・神戸を代表する景勝地として蘇り、国内外から多くの観光客が訪れるようになった。

公園には、往事の賑わいを今に伝える明治期の西洋館「旧武藤家別邸洋館（旧武藤山治邸）（国登録文化財）」、大正期の「移情閣（国指定重要文化財）」、昭和戦前期の「旧木下家住宅（国登録文化財）」が公園内にあり、一般公開しているほか、各館の特性を生かしたプログラムを実施している。

■ 主な経緯

明治33年7月25日 当初開園(5.8ha)

平成21年10月24日 追加開園(直近)(7.8ha)：旧木下家住宅

平成22年11月7日 旧武藤山治邸 供用開始

■ 主な施設

孫文記念館（移情閣）、旧木下家住宅、旧武藤山治邸、舞子海上プロムナード、舞子デッキ、根上がりの松モニュメント、明治天皇歌碑、駐車場、橋の科学館



文化財を生かしたイベント



孫文記念館（移情閣）と明石海峡大橋の眺望



舞子公園より明石海峡を望む



旧武藤山治邸

(13) 瀨山緑地

環境保全拠点

- 公園種別 都市緑地
- 開園面積 11.3ha
- 概要

現在の淡路夢舞台、国営明石海峡公園の背面となる淡路島北端部の瀨山は、約1億m³もの土砂が採取され、跡地は剥き出しの岩盤法面であった。

瀨山緑地は、最新の緑化技術により淡路島の自生種を中心に10種類の苗木を植栽し、土砂採取跡地の自然植生を回復した緑地である。現在では緑豊かな自然林に成長し、野鳥、野ウサギ、昆虫など多くの生物が棲息とともに、夢舞台全体の景観を形成している。本緑地の中腹には全長380mに渡る回廊風のプロムナードガーデンがあり、国営明石海峡公園、淡路夢舞台、大阪湾を一望できるビューポイントとなっている。

■ 主な経緯

平成12年3月18日 当初開園(11.3ha)：(淡路花博に合わせて開園)

■ 主な施設

プロムナードガーデン(庭園)、展望デッキ



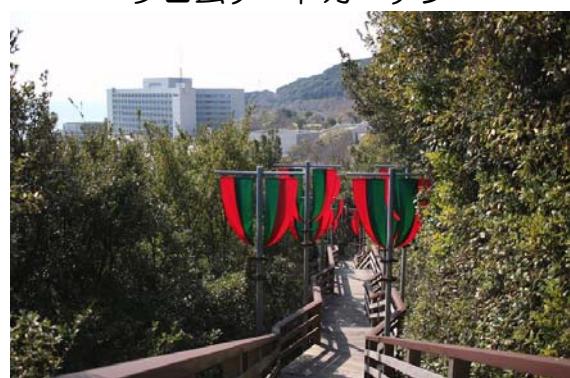
展望デッキからの眺望(大阪湾)



プロムナードガーデン



プロムナードガーデン



散策デッキ

⑯ 尼崎の森中央緑地

環境保全拠点 環境学習拠点 歴史文化拠点 観光交流拠点 地域防災拠点(尼崎市:救援物資受入れ拠点)

■ 公園種別 都市緑地

■ 開園面積 17.1ha

■ 概要

尼崎の森中央緑地は、森と水と人が共生する環境創造のまちづくりを目指し平成13年に策定した「尼崎21世紀の森構想」の先導中核拠点として、工場跡地に100年の森を創造するプロジェクトである。

森づくりは、生物多様性の3原則である遺伝子、種、生態の多様性をもとに、尼崎に注ぐ河川流域の種子から、参画と協働により園内で苗を育て、300種20万本を植樹する壮大な計画である。

また、公園の一画には県立都市公園で唯一のPFI事業による、水泳、スケート、フットサル等の複合運動施設である尼崎スポーツの森を開設している。

平成26年に公園の森づくりの活動拠点となるパークセンター、平成27年に県立都市公園で最大規模の大芝生広場が完成し、小学生を対象とした環境学習、企業等による植樹活動、イベント開催など多様な利用環境が整った。

■ 主な経緯

平成18年5月31日 当初開園(6.6ha) : スポーツの森ゾーン
(以降、順次開園)

平成27年10月10日 追加開園(直近)(17.1ha) : 芝生広場

■ 主な施設

尼崎スポーツの森 (屋内・屋外プール、アイススケート(冬期)、フィットネス施設、グラウンドゴルフ、フットサル、森のこども広場(室内遊具))
芝生広場、パークセンター、育苗施設



全 景



アマラーゴ



はじまりの森



植樹祭



環境学習(鉢上げ)

⑯ あわじ石の寝屋緑地

環境保全拠点 環境学習拠点 歴史文化拠点

■ 公園種別 都市緑地

■ 開園面積 37.5ha

■ 概要

明石海峡を望む淡路島北側の丘陵地にあり、明石海峡大橋周辺の緑豊かな美しい景観の保全と、絶滅危惧種の猛禽類サシバをはじめ、貴重種が棲息する自然環境の保全を目的とした都市緑地である。

園内には自然を生かした周回園路、明石海峡大橋を眼下に望む展望台があるほか、「日本書紀」の海人（あま）の男狭磯（おさし）伝説を今に伝える石の寝屋古墳群がある。

■ 主な経緯

平成27年4月1日 当初開園(37.5ha)

■ 主な施設

園路、森の広場、展望台、いきものたんぽ、トイレ、四阿、水飲み場、駐車場



森の広場



海峡展望台



環境学習



石の寝屋ウォーク

資料3 用語の解説

用語	説明
あ	淡路花博 国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」の略称。 平成12年(2000年)3月18日～9月17日に国営明石海峡公園(淡路地区)と県立淡路島公園の一部並びに淡路夢舞台とこれらの周辺地域を主たる会場として「人と自然のコミュニケーション」をテーマに開催され、約700万人の来場者を集めた。
	NPO Non-Profit Organization の略。福祉や環境、まちづくり、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取組んでいる営利を目的としない民間の組織のこと。一般的にボランティア団体や市民活動団体などを指す。
か	管理運営協議会 県立公園の県民の参画と協働による管理運営、県民ニーズの把握と検証、及び維持管理の効率化を推進するため、計画策定、施工及び管理運営のあらゆる段階において、住民や学識経験者等と意見を交換する場として、公園ごとに設置し、積極的な利用促進を図っている。
供用区域・未供用区域 グリーンフィールド	都市公園として都市計画決定された公園区域のうち、開設済区域を供用区域といい、未開設区域を未供用区域という。未供用区域には、用地取得中または整備中の区域も含まれる。都市計画決定後は法的制限を受けるため、速やかな着手が求められる。 市街地周辺の、都市公園、自然地、農林地、河川区域、海浜地等の非市街地
グリーンフェニックス計画	平成6年度の都市緑地保全法改正に伴い、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備および保全を図るために緑のマスターplan(S57原案作成)をベースに、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえて見直したもの。県民参加・交流によるいのちのみどり、こころのみどりの創造と活用を基本目標とし、県下各市町の緑の基本計画のフレームとなる広域的見地からの緑地計画として平成8年に策定。 主な内容は、 <ul style="list-style-type: none">・ 兵庫県の緑の現況・ 兵庫県広域緑地計画(策定方針及び計画)・ 市町村緑の基本計画策定指針・ 神戸地域・阪神間地域における防災系統広域緑地計画
県立都市公園	都市公園法に基づき、都市計画区域内において県が土地の所有権等を取得して整備し、開設する公園。
子どもの冒険ひろば	自分の責任で自由に遊ぶことを原則に土・木・水・火等の自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人たちが見守る中で、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる場所。 県内各地の空き地や公園の一部など野外空間を活用し、地域の子育てグループや青少年団体、NPOなどが開設・運営する。

用語	説明
さ 里地・里山	奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
参画と協働	<p>自分たちの地域を住みやすくするため、県民と県民、県民と県行政がともに知恵やアイデアを出しあって、みんなのことはみんなで決めて、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取組んでいくこと。</p> <p>兵庫県では、平成15年4月に「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、成熟社会にふさわしい、「参画と協働」による「美しい兵庫づくり」に取組んでいる。</p> <p>条例では、「参画と協働」には、①「県民と県民のパートナーシップ(地域社会の共同利益の実現への参画と協働)」と、②「県民と県行政のパートナーシップ(県行政の推進への参画と協働)」という2つの場面があり、これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしている。</p>
CSR(文化・スポーツ・レクリエーション)施設	<p>兵庫県が、昭和49年10月より、関係企業の理解と協力を得て法人県民税の超過課税を実施し、勤労者をはじめ広く県民に文化(Culture)、スポーツ(Sports)、レクリエーション(Recreation)活動(CSR活動)の場と機会を提供することを目的として整備した施設の総称である。</p> <p><u>【代表的施設】</u> <u>フラワーセンター(加西市)</u>、<u>ささやまの森公園(篠山市)</u> <u>淡路ファームパーク(南あわじ市)</u>、<u>円山川公苑(豊岡市)</u> ※CSR施設の「CSR」とは、Culture、Sports、Recreationの頭文字を取ったものであり、一般的に使用されているCSR(Corporate Social Responsibilityの略：企業の社会的責任)とは別の意味である。</p>
自然エネルギー	「再生可能エネルギー」ともいわれ、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもので、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。
自然公園	わが国の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和32年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。
指定管理者	<p>指定管理者とは、地方公共団体に代わって公共施設の管理運営業務全般にわたって行う者をいう。これは、平成15年(2003年)9月の地方自治法の改正によりできた新しい制度によるもの。</p> <p>これまで公共施設の管理運営は、地方公共団体もしくは、いわゆる外郭団体に限定されていたが、指定管理者制度の導入により、企業、NPO、ボランティアグループなどの民間団体が公共施設の管理運営ができるようになった。</p>

さ	用語	説明
		そのねらいは、①住民サービスの向上、②行政コストの縮減を図るためとなっている。民間の持っている専門性やノウハウ、ネットワークなどを使って、施設の目的に合った質の高いサービスが提供されることが期待されている。
	ストック (社会ストック)	様々な生活関連施設や鉄道、道路などの社会基盤施設とともに様々な人的資源、自然資源、社会制度なども含む概念のこと。ここでは、公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設等。
	ストック マネジメント	施設の点検・評価に基づく補修・補強等の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための 技術体系及び管理手法の総称。
	生物多様性	<p>自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。</p> <p>国際的には生物多様性条約に基づく取組が進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取組がされている。</p> <p>本県でも生物多様性ひょうご戦略(平成26年3月改定)による取組が進められている。</p>
	全県全土公園化 構想	県下の面積の2割を占める自然公園と、2,470箇所(構想策定当時)に及ぶ都市公園の存在は、県民の暮らしにうるおいと安らぎを与えており、人と自然、人と人、人と文化、人とまちとの関わりを理想的な場として、兵庫県を1つの公園とみなしそれぞれ整備を推進するという構想で、昭和60年に策定。
た	多様性と連携	<p>兵庫県は日本の縮図といわれ、古来、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の5つの国から成り、日本海から瀬戸内海を経て、太平洋を望み、変化に富んだ地形と気候を有する。こうした地理的特性のもと、瀬戸内に面する人口稠密地帯、地方都市、多自然地域と多様な地域性に恵まれ、長い歴史の中で育んできた豊かな自然、開かれた文化、多彩な人材、層の厚い産業など、兵庫には他に類を見ない「多様性」が備わっている。</p> <p>この「多様性」を構成している県内各地域が、自らの資源や特性を活かした個性を發揮し発展することで、他の都道府県にない「多様性」に更なる磨きがかかる。</p> <p>また、県内の個性が異なる各地域が相互に連携することによって、それぞれの地域が、①機能を分担し、互いに補完する、②目標を共有し、共に進化する、③融合し、高次の発展を図る、ことが可能となり、兵庫全体の総合力や魅力が高まっていく。これがひいては、国内外との人・もの・情報のダイナミックな交流につながり、将来にわたって活力ある兵庫を創り上げていく。</p> <p>これらの取組が、兵庫の未来を拓く突破力となり、兵庫県地域創生戦略の基本姿勢となるもの。</p>

	用語	説明
た	地域防災拠点	<p>地域防災計画で定められる災害時における地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる施設。</p> <p>他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能を適宜有する。</p>
	都市公園	<p>都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保全及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。</p>
	都市公園等整備五箇年計画	<p>昭和47年に制定された都市公園等整備緊急措置法を法的根拠としており、都市環境の改善と増大するレクリエーション需要への対応に必要な都市公園等の整備を、緊急かつ計画的に推進するために策定された計画。</p>
な	21世紀兵庫長期ビジョン	<p>兵庫のめざすべき将来像と実現方向を県民主役で描いた指針(平成13年策定)。</p> <p>全県的な視点に立つ「全県ビジョン」と、圏域ごとに住民自らが地域の将来像を描いた「地域ビジョン」からなる。10年間の成果と新たな時代潮流を踏まえて平成23年12月に改訂。平成52年(2040年)を展望し「創造と共生の舞台・兵庫」を目指す。</p>
	ネーミングライツ	施設の愛称を付与する権利のこと。本県のネーミングライツ付与事業では、この権利を県立施設の愛称を付与するのにふさわしい者に与え、対価を得ている。
は	パークマネジメント	未供用の公園も含めたすべての公園を対象に、多くの県民に満足して利用してもらえるよう、「人、資源、資金」を有効に配分し、公園づくりを維持・発展させていくための総合的な視点に基づく発想や取組のこと。
	花みどりフェア	<p>淡路花博開催の開催理念を継承すべく、同博の10周年、15周年記念事業として開催された「淡路花博2010花みどりフェア」と「淡路花博2015花みどりフェア」の略称。</p> <p>10周年は平成22年3月20日～5月30日に国営明石海峡公園と、淡路夢舞台のメイン会場と島内12のサテライト会場で「人と自然の新たなコラボレーションを」をテーマに開催され、約220万人の来場者を集めた。</p> <p>15周年は平成27年3月21日～5月31日に国営明石海峡公園と、淡路夢舞台等の拠点会場と島内43のサテライト会場で「人と自然の共生のステージ」をテーマに開催され、約359万人の来場者を集めた。</p>

用語	説明
は	<p>P F I</p> <p>Private Financial Initiative の略。公共部門が提供してきた社会資本整備などのサービスを、民間部門の資金・経営能力、技術を活用し、民間部門主導により実施していく事業手法。</p> <p>一般には、施設の設計・建設から長期維持管理・運営までを一括で民間事業者に委ねることにより、コスト縮減・サービスの向上など効率的・効果的な事業執行が見込まれている。</p>
	<p>P D C A サイクル</p> <p>PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (処置) の 4 つの段階で構成されており、組織における業務や管理活動を行う際、最初に計画を立て、その計画に沿って実施し、実施した結果を評価する。そして評価した後に、計画と実施した間に差異が認められたならば、目標や進め方などを改善するなどの処置を取り、次の活動に備える事が基本的な進め方である。</p>
	<p>ヒートアイランド現象</p> <p>都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなり、等温線が島状になる現象。</p>
	<p>兵庫県地域創生戦略</p> <p>少子高齢化・本格的な人口減少・東京一極集中に伴う様々な課題に、国を挙げて取組む「地方創生」を県政の基本施策に位置づけ、その基本理念や県の責務等を定める県地域創生条例に基づき策定された戦略。(平成 27 年 10 月策定)</p> <p>人口の自然増対策(出生数の維持)及び社会増対策(人口の転出超過の均衡)により、人口減少を抑制し、2060 年に県人口 450 万人を目指すとともに、県内各地域が活力を持って自立し、県民が将来への希望を持つことができるよう地域の元気づくりに取組み、「元気で安全安心な兵庫」の実現を図る。</p>
	<p>ブラウンフィールド</p> <p>既存の市街地のうち、産業構造の転換等に伴う工場跡地等、土壤汚染の存在やその懸念から本来その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途あるいは未利用となっている土地のこと。</p>
	<p>防災公園</p> <p>都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等。</p>
ま	<p>水と緑のネットワーク形成</p> <p>都市化の進展等に伴い健全な水循環が損なわれている都市近郊において、既存の河川、都市下水路等のネットワーク化を図り流水を相互に融通するとともに、隣接する都市公園とも一体的な整備を行うことにより、都市内河川・水路の水質浄化、流況改善、良好な緑地環境の創出を図ること。</p>

用語	説明
ま	緑の回廊計画 中国縦貫自動車道を単なる産業開発の動脈に止めず、地域の文化交流の動脈ともなって豊かな文化生活に資するものとするための地域計画。計画の中核施設である播磨中央公園をはじめ、沿線の文化施設等の整備計画から、開通を契機とする地域イベント（文化運動）に及ぶ内容となっており、昭和47年に策定。
	緑の総量確保 推進計画 従来の緑のフロー中心の視点からストック中心の視点へと考え方を発展させ、緑の持つ様々な公益的機能の総量を減少させることなく、ストックとして維持し、増大させることにより、将来にわたってこれを享受することを可能にするため、緑の保全策と創出策を関連づけた計画として平成3年に策定。保全・創出による緑の量的確保のほか、県民による緑化活動の推進等についても検討を行っている。
や	ユニバーサル化 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインすること。
ら	リノベーション 既存の構造物等に大規模な改修を施し、用途や機能を変更して性能を向上させる等、付加価値を与えること。

兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画 (ひょうごパークマネジメントプラン)

「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える「公園づくり」

平成 28 年 6 月 発行
兵庫県

【連絡先】

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 公園緑地課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-341-7711 (内 4485)
FAX 078-362-4454

【URL】

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/koenryokuchi>